2005年11月8日				
連絡先				
	総務局			
予算調整室				
電話	059-224-2216			

三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例 (平成 15年三重県条例第 3 1号)第 7条の規定により 平成 16年第 3回定例会にかかる定例会に補助金等評価結果調書及び継続評価実施計画を公表します。

補助金等評価結果調書

部局名:総合企画局) (単位:千円)

					<u> </u>	<u>и п)</u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
	光電用施設周辺地域振興事業費補助金	松阪市 松阪市殿町1340番 地1 (申請時:飯高町 飯南郡飯高町大字 宮前180)	97,112	(根拠) 電源開発促進対策特別会計法、電源立地地域対策交付金交付規則、電源立地地域対策交付金(移出県枠) 事業実施要領 (公益性及び必要性) 本補助金は電源立地地域対策交付金を活用し、地域の活性化、福祉の向上を図ることにより、電源立地に対する県民の理解と協力を深めることを目的としており公益性とともに必要性を有する。 (効果) 発電用施設周辺地域の市町村が補助金を活用し、企業導入、産業活性化のための事業やスポーツレクリエーション施設、教育文化施設等の公共施設整備等が進められている。 (交付基準等の妥当性) 補助事業の規模や内容、対象金額等については、電源立地地域対策交付金交付規則に基づき、国の審査を受け交付決定している。	特定政策	

第3号様式(条例第7条第1項関係)

補助金等評価結果調書

部局名:総合企画局) (単位:千円)

				(1)10年,総日正四/	<u> </u>	<u> 포 · l l J/</u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
16-4-2	石油貯蔵施設立	及び住所 四日市市 四日市市諏訪町 1 番 5号	92,113		特定政策	

第3号様式 (条例第7条第1項関係)

補助金等評価結果調書

部局名:総合企画局) (単位:千円) 補助事業者等の氏名 番号 補助金等の名称 交付決定額 室課名 評価結果 備考 及び住所 17-2-1 四日市港管理組 四日市港管理組合 1,398,110 (根拠) 特定政策 四日市港管理組合規約 (17-1-1) 合負担金 四日市市霞 2丁目 1 公益性) - 1 四日市港管理組合の経費を支弁することを目的とし たこの負担金は、指定特定重要港湾である四日市港 を管理運営するという理由により公益性を有する。 必要性) 本県は四日市港管理組合の構成団体であるという理 由により、負担金を支出することは必要である。 効果) 四日市港管理組合が実施する四日市港の整備によ 以 取扱コンテナ貨物量が過去最高の 247万 1千ト ン (平成 16年)を記録した。 佼付基準等の妥当性) 四日市港管理組合規約に定められた負担割合に基 づき、交付決定している。

部局名 総務局) (単位:千円)

					(+ 	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及 び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-1 (16-2-1)	三重県職員互助会		132,778	根拠 地方公務員法、三重県職員等の共済制度に関する条例、総務局関係補助金等交付要綱 三重県職員の福利増進を図ることを目的としたこの補助金は、地方公務員法第42条に基づ〈厚生制度を実施するために補助するものであり、職員の公務能率を増進させることにより地方公共団体の行政の能率的な運営をはかることに資するものである。 県が地方公務員法第42条に基づ〈厚生制度を実施するにあたり、対象・目的が同じである三重県職員互助会に対し助成し、事業を実施するのが最も効率的・効果的である。	福利厚生室	FHH - 7
				この事業を実施することにより、職員の資質向上のための自己実現等、公務能率の向上を図るための福利厚生事業を幅広、効果的に提供することができ、交付目的である三重県職員の福利増進を図ることができた。		

第3号様式 条例第7条第1項関係)

補助金等評価結果調書

部局名:防災危機管理局)(単位:千円)

				即河石 初久心域官连问)	<u>(手口・IIJ)</u>	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-3-1	三重県被災者生活 住宅再建支援 事業費補助金	海山町町長 塩谷 龍生	168,845	根拠) 防災危機管理局関係補助金等交付要綱	防災対策室	
	7 X 2 111 27 112	北牟婁郡海山町大字相賀 495-8		(公益性及び必要性) 16年9月の豪雨災害により生活基盤が損なわれた被災世帯に対し、市町村が実施する被災者の生活・住宅再建支援に要する経費を補助するものであり、公益性とともに必要性を有する。		
				(効果) 生活基盤の再建を支援することにより、被災者の生活安定 に資することができる。		
				(交付基準の妥当性) 被災者生活再建支援法による支援を補完するものであり、 被災世帯の生活基盤の再建を促進するには多額の経費を 必要とすることから、補助金の交付を行うことが最も効果的 な方法である。		

				(I)	同名 汪活部)	<u>八千四・11J/</u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-2 (16-2-8)	伊賀の蔵びらき」事	生誕360年 芭蕉さんがゆく 秘蔵の (こ 伊賀の蔵びらき」 事業推進委員会 伊賀市四十九町2802	191,758	(根拠) 生活部関係補助金等交付要綱に準拠 (公益性) 生誕360年 芭蕉さんがゆく 秘蔵のくに 伊賀の蔵びらき」事業を実施するための推進委員会への経 費の支援を目的としたこの負担金は、伊賀地域を主たるフィールドに三重県の歴史文化や自然など様々な魅力を広く発信する事業への支援であり公益性を有する。 必要性) 官民、地域が一体となった地域づくりを行うためには、その役割分担として経費を負担する必要がある。 効果) 当事業の実施により、伊賀や三重の魅力の発信と交流促進による地域活性化及び官民の協働による地域づくりの基盤の構築という目標を達成することができた。 交付基準の妥当性) 企画段階から住民の参画を得、官民協働で進める大規模な事業であることから、県が市町村とともにその経費を負担することは妥当であり、負担金を交付することが最も適切な方法である。		
17-2-3 (16-3-1)	私立高等学校等振興 補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川 1丁目106-2	270,838	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
	私立高等学校等振興 補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町238	701,741	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担づ私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

				, the state of the	1月日 土油部	<u> ((士) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-5 (16-3-3)		学校法人 刈ノール女子学院四日市市平尾町2800		(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
17-2-6 (16-3-4)		学校法人 IZJFL' 4Z学園 四日市市追分 1丁目9-34		(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
17-2-7 (16-3-5)	私立高等学校等振興 補助金	学校法人 享栄学園 鈴鹿市庄野町1260		(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担づ私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

		•		The state of the s	200日 王伯即 2	/\ \
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室課洛	備考
17-2-8 (16-3-6)	私立高等学校等振興 補助金	学校法人 高田学苑 津市大里窪田町字下沢2865-1		(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担づ私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。		
17-2-9 (16-3-7)		学校法人 セントヨセ・フ女子学園 津市大字半田1330		(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
	私立高等学校等振興 補助金	学校法人 梅村学園 名古屋市昭和区八事本町101- 2		(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担づ私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び 修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の 建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-11 (16-3-9)	私立高等学校等振興 補助金	学校法人 皇學館 伊勢市神田久志本町1704		(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担づ私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び 修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
17-2-12 (16-3-10)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 伊勢学園 伊勢市黒瀬町562-13		(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担づ私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
17-2-13 (16-3-11)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 日生学園 一志郡白山町八対野2739		(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

		1	1	The state of the s	1月石 土沽部)	<u> </u>
番号		補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-14 (16-3-12)	金	学校法人 津田学園 四日市市笹川 1丁目106-2	222,546	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
17-2-1		学校法人 あおい学園 四日市市大矢知町2700	112,696	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
17-2-2	私立幼稚園振興補助 金	学校法人 宣真学園 鈴鹿市鈴鹿八イツ5-45	121,400	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び 修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

				Ai Ai	<u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	(1121113)
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-3	私立幼稚園振興補助金	学校法人 大川学園 津市大谷町240	80,905	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担づ私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の 1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
17-2-15 (17-1-1)	基金財団補助金	財団法人三重県私立学校教職 員退職基金財団 津市上浜町 1丁目293-4	139,748	(根拠) 学校教育法、私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を大きく担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 私立学校教職員の相互扶助事業の安定化への支援として、補助金を交付することが必要である。 効果) 私立学校教職員への退職金支給制度の円滑な運用に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 当財団の事業運営に必要な経費を予算の範囲内で補助(平成 16年度は、約23.2%を県で支援し、約76.8%を私立学校の設置者が負担)しているものであり、私立学校教職員への安定した退職金支給のうえで不可欠である。	私学振興室	
16-3-13	助金	学校法人養護学校聖母の家学 園 四日市市波木町398-1	116,137	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私学の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の10/10の範囲内で補助金を交付することにより、保護者負担(授業料)を求めずに障害児教育を推進するための支援を行っているものである。		

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
	緊急地域雇用創出市 町村等補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5		(根拠) 三重県緊急雇用創出基金条例、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、当市が失業者の雇用機会の創出を図るため、地域のニーズを踏まえて実施する事業に支援を行うたのであり、失業者支援等の面で公益性を有する。 必要性) 厳い N雇用情勢の緩和のために、国の施策として平成 13年 12月から平成 16年度末まで推進することとされたものであり、失業者が再就職を行うまで緊急的に支援するという観点から必要である。 効果) 当補助金を交付した事業の実施により、113名の新規雇用者を確保することができた。 (交付基準等の妥当性) 当補助金は、市町村への 10/10の補助を基本として国から受けた交付金によるものである。	雇用·能力開 発室	
	緊急地域雇用創出市 町村等補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18			雇用·能力開 発室	

部局名:健康福祉部)(単位:千円)

					<u> </u>	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
16-2-1	員等退職手当共	(独法)福祉医療機構理事長 山口剛彦東京都港区虎 /門4丁目 3番 13号	232,733	根拠)社会福祉施設職員等退職手当共済法第 19条及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図ることを目的としたこの補助金は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき支給される民間社会福祉施設等の職員の退職手当金の支給に要する費用の一部を、国と県が独立行政法人福祉医療機構に対して補助するものである。この事業の実施により、利用者本位の福祉サービスの提供のため、社会福祉施設職員の共済制度を充実させ、職員の定着化を図り、質の高い人材の確保するという目標を達成することができた。	地域福祉室	
16-2-2	心身障害者医療 費補助金	津市 市長 近藤康雄 津市西丸之内23 - 1	159,236	根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目 的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として 事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであること から、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策 について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる 環境整備を図ることができた。		
16-2-3		四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町 1 - 5	263,191	(根拠) 三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。		

16-2-5		鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸 1 - 18 - 18		(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
		四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町 1 - 5		(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱乳幼児に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
		鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸 1 - 18 - 18		(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 乳幼児に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
16-2-10	ター運営費補助	日本赤十字社三重 県支部 副支部長 津市栄町 1丁目891	·	(根拠)医療施設運営費等補助金交付要綱 重篤救急患者の医療の確保を目的としたこの補助金は、三次救急医療 機関(救命救急センター)の協力により実施が可能な事業であり、救命救 急センターの安定した運営の確保を目的とし補助金を交付することが最も 効果的な方法である。 この事業の実施により、三次救急医療体制を確保している。	医療政策室	

16-3-1	補助金	(医)北勢会 理事長 佐藤貴志 いなべ市北勢町麻 生田 1953	78,835	根拠、精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する方策が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
	補助金	(社福)四季の里 理事長 田中昌治 四日市市山田町向 山 836 - 1	99,741	根拠、精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する方策が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
	補助金	(社福)夢の郷 理事長 羽田嘉寿 郎 津市城山 1 - 8 - 1 6	98,419	根拠、精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する方策が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	

補助金	(社福)愛恵会 理事長 齋藤純一 松阪市下村町字覚 部 2 2 0 3 - 1	105,309	(根拠)精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する方策が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
	井上哲夫 四日市市諏訪町1 番5号		根拠 北勢健康増進センター整備事業費補助金交付要綱地域住民の健康回復、健康増進を推進するため、四日市市が行う北勢健康増進整備事業費を一部補助する。この事業の実施により健康づくりと保健予防の推進を図った。	健康づくり室	
	伊勢市 市長 水谷光男 伊勢市岩渕 1 - 7 - 29		根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目 的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として 事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであること から、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策 について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる 環境整備を図ることができた。	生活保障室	
	松阪市 市長 下村猛 松阪市殿町1340 - 1		根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目 的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として 事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであること から、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策 について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる 環境整備を図ることができた。	生活保障室	

17-2-4	心身障害者医療 費補助金	桑名市 市長 水谷元 桑名市中央町 2 - 37	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
17-2-5		伊賀市 市長 今岡睦之 伊賀市上野丸之内 116	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
17-2-6		津市 市長 近藤康雄 津市西丸之内23 - 1	(根拠) 三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 乳幼児に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
17-2-7		松阪市 市長 下村猛 松阪市殿町1340 - 1	(根拠) 三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 乳幼児に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	

	保育所整備費負担 (補助)金	(社福)洗心福祉会 理事長 山田俊郎 津市高茶屋小森町 字瓦ヶ野 4152	·	根拠 注入会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担 (補助)金交付要綱 児童福祉法」の規定に基づ〈保育所の整備を促進することを目的としたこの補助金は、児童福祉法」の規定により、市町村、社会福祉法人等が設置する費用の国が 1/2,県が 1/4を負担することになっている。この事業の実施により、保育所の施設整備を進め、子育て環境の整備を図ることができた。なお、この施設整備は、平成 16,17年度の 2か年事業となっている。	こども家庭室	
	整備費補助金	(社福)アパティア福祉会 理事長 桑名 聰 愛知県豊川市平尾 町諏訪下10		根拠 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担 (補助)金交付要綱 児童福祉法」の規定に基づく児童養護施設等の整備を促進することを目的としたこの補助金は、児童福祉法」の規定により、市町村、社会福祉法人等が設置する費用に対し、国が1/2、県が1/4を負担することになっている。 この事業の実施により、児童養護施設等の施設整備を進め、要保護児童を適切に保護し、自立支援するための環境整備を図ることができた。なお、この施設整備は、平成16,17年度の2か年事業となっている。	こども家庭室	
17-2-13		(社福)恩賜財団済 生会支部三重県済 生会 多気郡明和町大字 上野435		根拠 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担 (補助)金交付要綱老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)ケアフル亀山 山 亀山市阿野田町字 日本松2443-1		根拠 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担 (補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	

第3-1号様式 条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

部局名:健康福祉部)(単位:千円)

									\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
# D	*****	補助事業者等の氏	全体記	計画	当該年度	型年度以 評価を行う		かはして並作される		/## ** /
备亏 ————————————————————————————————————		名及び住所	事業期間 交付総額	の交付額	降の交付 予定額	時期	継続して評価を行う理由	室課名	備考	
17-2-8	保育所整備費負担 (補助)金	(社福)洗心福祉会 理事長 山田俊郎 津市高茶屋小森町 字瓦ヶ野 4152	H16 ~ H17	100,084	76,064	24,020	平成 18年 9月	2か年事業のため	こども家庭室	
17-2-9	児童養護施設等 整備費補助金	(社福)アパティア 福祉会 理事長 桑名 聰 愛知県豊川市平尾 町諏訪下10	H16 ~ H17	378,038	156,419	221,619	平成 18年 9月	2か年事業のため	こども家庭室	

部局名:健康福祉部)(単位:千円)

							<u> Минене</u> /		1
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏 名及び住所	全体 事業期間	計画 交付総額	当該年度の 交付額	評価結果	評価の継 続性	室餜洺	備考
16-2-32		(社福)大智長寿苑 理事長 門脇親房 四日市市智積町 2 896番地の 1	中采州间 H15~ H16	148,050	103,635	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 障害者福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、障害者の多様なくらしの場と活動の場の基盤づくりを促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。この施設整備は、県の障害者プランに沿ったものであり、地域の障害福祉サービスの向上を図ることができた。	完了	障害福祉 室	
16-2-33	復帰施設整備費 補助金	(社福)ジェイエイみ え会 理事長 前田美種 鈴鹿市岸岡町 58 9番地の 2	H15 ~ H16	124,604		(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 障害者福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、障害者の多様なくらしの場を軽減し、障害者の多様なくらしの場と活動の場の基盤づくりを促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。この施設整備は、県の障害者プランに沿ったものであり、地域の障害福祉サービスの向上を図ることができた。		障害福祉 室	

16-2-34		(社福)名張育成会 理事長 渡邊千明 名張市中村 2326 番地		71,990		(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 障害者福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、障害者の多様なくらしの場の基盤づくりを促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。この施設整備は、県の障害者プランに沿ったものであり、地域の障害者プランに沿ったものであり、地域の障害者できた。		障害福祉 室	
---------	--	---	--	--------	--	--	--	-----------	--

部局名 環境森林部) (単位:千円) 番号 補助金等の名称 補助事業者等の氏名及び住所 交付決定額 評価結果 室名 備考 (根拠) 環境森林部関係補助金交付要綱 林道事業費補助金 16-4-1 熊野市 129,450 森林保全室 (16-2-1) (平成 16年度) 熊野市井戸町 796番地 公益性) 林道の整備により、森林整備が促進され、森林の持つ公益 的機能が増進される。また、山村での定住環境を改善する ことにより、森林整備の担い手の確保を促進する。 必要性) 森林の公益的機能を増進するためには、森林整備を支える 山村地域を活性化するとともに、森林整備の基盤づくりを行 うことが必要である。 効果) 林道事業の実施により、自然との共生の確保という施策(目 標:公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整備 を増 進することができた。 (交付基準等の妥当性) 森林所有者自ら森林整備を促進することが効率的であるこ とから、補助金を交付し森林整備を促すことが最も効果的な 方法である。 16-4-2 林道事業費補助金 松阪市(飯高町) 116,255 " " (16-2-2) (平成 16年度) 松阪市殿町1340番地の1

費補助金 (平成 16年度)

補助金等評価結果調書

部局名 環境森林部) (単位:千円) 番号 補助金等の名称 補助事業者等の氏名及び住所 交付決定額 評価結果 室名 備考 (根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 森林保全室 17-2-1 林道施設災害復旧事業 大紀町 88.953 費補助金 (平成16年度) 度会郡大紀町滝原 1610-1 災害により利用不可能となった林道を復旧することにより 森林整備が可能となり、森林の持つ公益的機能が発揮され 必要性) 森林の公益的機能を発揮させるためには、森林整備の推進 が重要で、そのためには林道の復旧が不可欠である。 効果) 災害復旧事業の実施により、自然との共生の確保という施 策 目標 :公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整 備)を増進することができた。 佼付基準等の妥当性) 国庫補助対象事業を交付対象としており、効果的な林道の 復旧が可能である。 林道施設災害復旧事業 17-2-2 紀伊長島町 282,147 " 11 費補助金 (平成 16年度) 北牟婁郡紀伊長島町長島 林道施設災害復旧事業 17-2-3 森林組合おわせ 147.580 " " 費補助金 (平成 16年度) 北牟婁郡海山町便 /山200 林道施設災害復旧事業 17-2-4 美杉村 95,520 " " 費補助金 (平成 16年度) -志郡美杉村八知5828-1 林道施設災害復旧事業 17-2-5 安濃町 72,135 " " 費補助金 (平成 16年度) 安芸郡安濃町大字川西1310 林道施設災害復旧事業 17-2-6 松阪市

"

"

382,118

松阪市殿町1340番地の1

部局名 環境森林部) (単位:千円) 番号 補助金等の名称 補助事業者等の氏名及び住所 交付決定額 評価結果 室名 備考 (根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 森林保全室 17-2-7 林道施設災害復旧事業 大台町 98.796 費補助金 (平成 16年度) 多気郡大台町大字佐原750 (公益性) 災害により利用不可能となった林道を復旧することにより 森林整備が可能となり、森林の持つ公益的機能が発揮され 必要性) 森林の公益的機能を発揮させるためには、森林整備の推進 が重要で、そのためには林道の復旧が不可欠である。 効果) 災害復旧事業の実施により、自然との共生の確保という施 策 目標 :公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整 備)を増進することができた。 佼付基準等の妥当性) 国庫補助対象事業を交付対象としており、効果的な林道の 復旧が可能である。 林道施設災害復旧事業 17-2-8 宮川村 406.692 11 11 費補助金 (平成 16年度) 多気郡宮川村大字江馬316 森林環境創造事業費補 17-2-10 (根拠) 宮川村 森林保全室 75,019 三重県環境森林部関係補助金交付要綱 助金 (平成 16年度) 多気郡宮川村大字江馬316 (公益性) 公共財として位置づける環境林の有している公益的機能を 高めることは、広域的な社会便益を発生させる。 必要性) 森林の公益的機能を高めるためには、森林整備を実施し 管理していくことが不可欠である。 効果) 森林整備の実施により、自然との共生の確保という施策(目 標 公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整備 を増 進することができた。 佼付基準等の妥当性) 環境林に区分された森林を対象とすることで、施策の重点 投資が可能である。

第3-1号様式 条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

部局名 環境森林部) (単位:千円) 全体計画 翌年度以 評価を行う時 当該年度 補助事業者等の氏名 番号 補助金等の名称 降の交付 継続して評価を行う理由 室名 備考 の交付額 及び住所 交付総額 予定額 事業期間 森林保全室 林道事業費補助金 H16 ~ H17 129.450 45.036 84.414 平成18年度 繰越によるため 16-4-1 熊野市 (16-2-1) (平成 16年度) 熊野市井戸町796番 林道事業費補助金 116.255 23.610 平成18年度 繰越によるため 森林保全室 H16 ~ H17 16-4-2 92.645 松阪市 (飯高町) (16-2-2) (平成 16年度) 松阪市殿町1340番 地の1 88,953 17-2-1 林道施設災害復旧 H16 ~ H17 28.074 60.879 平成18年度 繰越によるため 森林保全室 大紀町 事業費補助金 (平成 16年度) 度会郡大紀町滝原 1610-1 林道施設災害復旧 H16 ~ H17 282.147 278,829 平成18年度 繰越によるため 森林保全室 3.318 17-2-2 紀伊長島町 事業費補助金 (平成16年度) 北牟婁郡紀伊長島 町 長島2141 林道施設災害復旧 141.365 平成18年度 繰越によるため 森林保全室 H16 ~ H17 147.580 17-2-3 6.215 森林組合おわせ 事業費補助金 (平成 16年度) 北牟婁郡海山町便 儿1200 17-2-4 林道施設災害復旧 95,520 69.954 25.566 平成18年度 繰越によるため 森林保全室 H16 ~ H17 美杉村 事業費補助金 (平成 16年度) -志郡美杉村八知 5828-1 林道施設災害復旧 72,135 4,981 67.154 平成18年度 繰越によるため 森林保全室 H16 ~ H17 17-2-5 安濃町 事業費補助金 (平成 16年度) 安芸郡安濃町大字 川西 1310

第3-1号様式 (条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

部局名 環境森林部) (単位:千円) 翌年度以 降の交付 予定額 全体計画 当該年度 評価を行う時 補助事業者等の氏名 番号 補助金等の名称 継続して評価を行う理由 室名 備考 及び住所 の交付額 事業期間 交付総額 林道施設災害復旧 H16 ~ H17 382.118 240,229 平成18年度 繰越によるため 森林保全室 141,889 17-2-6 松阪市 事業費補助金 (平成 16年度) 松阪市殿町1340番 地の1 林道施設災害復旧 H16 ~ H17 98.796 51.969 46,827 平成18年度 繰越によるため 森林保全室 17-2-7 大台町 事業費補助金 (平成 16年度) 多気郡大台町大字 佐原750 359,248 平成18年度 繰越によるため 森林保全室 17-2-8 林道施設災害復旧 H16 ~ H17 406,692 47,444 宮川村 事業費補助金 (平成 16年度) 多気郡宮川村大字 江馬 316

		*************************************	ı			J/
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-14 (17-2-13)	支援センター事	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	142,789	根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	産業支援 室	
	米 克 旧 山 业	74-13-7(1)		(公益性) 中小企業にとって情報化対応は、急速に進展する高度情報化社会における企業の経営基盤として不可欠なものであり、また、ものづくり基盤を支える経営基盤の脆弱な県内下請中小企業に対して自立的発展を促す当センターの支援事業は、地域産業の活性化や雇用の確保のために不可欠なことであることから、財団法人三重県産業支援センターが行う中小企業の経営資源強化及び経営革新等の支援事業の促進を図ることを目的としたこの補助金により、県が支援を行うことは妥当であり公益性を有する。		
				情報や資金の不足などから、情報化に必要なハード・ソフトの導入や人材の育成・確保などの問題を抱えていることが多く、社会のIT化が急速に進展するなか、情報化への対応が遅れがちであり、また、発注企業の海外展開、海外部品調達等により下請中小企業者の仕事量が減少するとともに、コストダウン要請、短納期化への対応等を求められ、厳い、経営環境におかれているという理由により、当センターが実施する様々な中小企業への支援事業を行うことは必要である。		
				効果) 中小企業の経営資源を強化し、経営革新等の取り組みを促進するために(財)三 重県産業支援センターが実施する事業に必要な補助を行ったことにより、地域経済を支える戦略的な産業振興という政策(既存産業の高度化高付加価値化の促進/中小企業の製造品出荷額の全国順位15位)を、目標どおり達成することができた。		
				(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にかかる経費について、財団の自己財源(基金果実、受益者負担金)を上回る部分については、県の補助金以外に資金を確保することは難しく県として補助する必要がある。その内、中小企業支援法において規定された事業については国の補助の効果的な活用を図っている。		
				(その他) 一層の効果を発揮するために、平成16年度からは専門家派遣事業については重点事業として行ったところである。		

部局名:農水商工部) (単位:千円)

			•) (単位 :十月	J/
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-15 (16-2-2)	経営改革チャレ	財団法人三重県産	132,186	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) 経営基盤が脆弱な中小企業者が新商品 新技術開発等新たな事業活動を行なうことや、事業戦略の構築や具体的実施課題の解決を図るため専門家を派遣することにより経営改革を図ることは、企業の競争力を強化するとともに沈静化した県内経済を活性化することにつながり、県が支援を行うことは妥当であり公益性を有する。 必要性) 中小企業にとって長期間の景気低迷や地域間競争、産業構造の変化等の厳しい経済環境の変化におかれているという理由により、経営の向上のため、自ら経営改革に取り組むための支援事業を行うことは必要である。 効果) 中小企業の経営資源を強化し、経営革新等の取り組みを促進するために、は、) 三重県産業支援センターが実施する事業に必要な補助を行ったことにより、地域経済を支える戦略的な産業振興という政策、既存産業の高度化、高付加価値化の促進/中小企業の製造品出荷額の全国順位15位)を、目標どおり達成することができた。 交付基準等の妥当性) 本事業の実施にかかる経費について、財団の自己財源、基金果実、受益者負担金)を上回る部分については、県の補助金以外に資金を確保することは難しく県として補助する必要がある。その内、中小企業支援法において規定された事業については国の補助の効果的な活用を図っている。	産業支援	
			ĺ			

部局名:農水商工部) (単位:千円)

_		I) (単位:十片	<u>J)</u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
	産業支援セン	財団法人三重県産 業支援センター 津市栄町1-891	210,000	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	産業支援 室	
	金	74.162(1.1)		(公益性) この補助金は、本県における新産業の創出を促進することを目的とし、景気変動に強い柔軟な産業構造へ転換させるとともに、雇用の増大などにより地域経済を活性化させるという理由により、公益性を有する。		
				(必要性) 起業を尊ぶ風土を醸成し、成功事例から起業を活発化し、自律的な産業 集積を図るため、継続的かつ重点的にベンチャー的活動を支援することが 不可欠である。この支援施策の経費について、財団の自己財源(基金、受 益者負担金)を上回る部分は、県の補助金以外に資金を確保することが 困難であることから、この補助事業の実施が必要である。		
				効果) 起業に取り組むチャレンジャーの段階から、経営 (生産 販売・流通)段階 に至るまでの各段階への支援を、体系的、総合的に実施したことにより、 事業化や起業が促進されるとともに、売上や雇用増など着実に成長してい るベンチャー企業が出ている。		
				(交付基準等の妥当性) 財団は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する新事業支援の中核的支援機関として、ワンストップサービスの提供を行うものであり、財団に補助金を交付することが最も効果的な方法である。		
				(その他) ベンチャー企業を支援する中核的なサービスについては、県の重点プログラムとして位置づけて、継続的に見直しを図っている。		

部局名:農水商丁部)(単位:千円)

			•) (単位 :十月	<u>J)</u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-16 (16-2-4)	小規模事業支援 費補助金	三重県商工会連合会 会津市栄町1-891	122,980	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	産業支援 室	
		/ 本山 (水平) 1 - 0 9 1		(公益性) 商工会、商工会議所、県商工会連合会が行う、小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、県内7万余の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。		l.
				(必要性) 県内広域にわたる多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している地域の商工会等を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、これらの商工会等の事業に対して助成を行うことが必要である。		l
				(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業・経営革新支援)の実施により、売上の増、仕入れ資金の融資、経営改革等が行われ、多くの小規模事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。		l
				(交付基準等の妥当性) 経営改善普及事業の実施にあたっては、国の小規模企業等経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、当該事業の実施主体となる商工会等に対して補助を行うことが最も効果的な方法である。		I
						ſ

部局名:農水商丁部)(単位:千円)

	•		I	,) (単位 :十月	J/
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-17 (16-2-5)		四日市商工会議所 四日市市諏訪町 2 - 5	77,750	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	産業支援 室	
		- 3		(公益性) 商工会、商工会議所、県商工会連合会が行う、小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、県内7万余の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。		
				必要性) 県内広域にわたる多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している地域の商工会等を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、これらの商工会等の事業に対して助成を行うことが必要である。		
				(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業経営革新支援)の実施により、売上の増、仕入れ資金の融資、経営改革等が行われ、多くの小規模事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。		
				交付基準等の妥当性) 経営改善普及事業の実施にあたっては、国の小規模企業等経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、当該事業の実施主体となる商工会等に対して補助を行うことが最も効果的な方法である。		

部局名:農水商工部) (単位:千円)

	1	I		,) (卑似 汗)	J <i>)</i>
番号	補助金寺の名称	補助事業者等の氏名 <u>及び住所</u>	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-18 (16-2-6)	小規模事業支援 費補助金	津商工会議所 津市丸之内 29 - 14	73,753	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	産業支援 室	
		29- 14		(公益性) 商工会、商工会議所、県商工会連合会が行う、小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、県内7万余の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。		
				必要性) 県内広域にわたる多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している地域の商工会等を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、これらの商工会等の事業に対して助成を行うことが必要である。		
				(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業経営革新支援)の実施により、売上の増、仕入れ資金の融資、経営改革等が行われ、多くの小規模事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。		
				交付基準等の妥当性) 経営改善普及事業の実施にあたっては、国の小規模企業等経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、当該事業の実施主体となる商工会等に対して補助を行うことが最も効果的な方法である。		

部局名:農水商丁部)(単位:千円)

	1		1) (単122 :十月	J)
番号	開助立寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-19 (16-2-7)	中小企業連携組織対策事業費補助金	三重県中小企業団	126,632	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) 市場の不完全性 中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を目的とした補助金は、県内中小企業を取り巻 (経営環境が一段と厳し)状況にある中、地域経済の活性化や雇用創出を支える主体である中小企業を支援するための組合組織化等の事業であることから、公益性を有する。 (必要性) 中小企業を取り巻 (現状は、情報化、国際化、消費者ニーズの多様化・高度化等の影響を受けて、一段と厳し)環境にあることから、その経営基盤の強化を図るため、県中央会が組合組織化等の諸事業を行うことは必要である。 (効果) 中小企業者の組合組織の推進と事業協同組合等の指導育成により、中小企業者の組合組織化と適正な運営管理が行われ、既存産業の高度化・高付加価値化の促進に向け、中小企業者の経済的地位の向上が図られた。 (交付基準等の妥当性) 国の地域産業集積中小企業等活性化等補助金交付要綱 (中小企業連携組織対策事業費補助金)では、県中央会が行う中小企業連携組織の推進等の経費に対して、補助金を交付すると規定されており、また、県中央会は法律上も組合指導を行う団体であることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。		

部局名:農水商丁部)(単位:千円)

	T		1) (里位:十片	<u> </u>
番号	開助立寺の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
16-2-8		社団法人三重県観	129,525	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要網 (公益性) この事業は、観光関係事業者だけでなく観光情報を入手する多くの人々に利益をもたらす内容であり、県内全域を対象として広域的に取り組むことが効率的、効果的な事業であるという理由から公益性を有する。 (必要性)観光振興のうち、県が行う観光情報の発信業務を民間の知恵を生かして効果的に進めるために負担金を交付しているものであり、他の方法では効果が発揮できない。 (効果) メディアミックスによる効果的な観光キャンペーンの実施等により三重県の認知度が上がり、三重県のより詳しい情報を求めてホームページにアクセスする人々が増加し、基本事業の数値目標である観光ホームページへのアクセス件数」を達成した。 (交付基準等の妥当性) 市町村や民間事業者との協働により民間のノウハウを生かした効果的な事業展開を行うために、行政及び観光関係団体、民間事業者等で組織する社団法人三重県観光連盟に負担金を交付することが最も効果的な方法である。		

部局名:農水商工部)(単位:千円)

		は中東米 4 なって り				<u>J / </u>
番号	開助並寺の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-1-1 (16-4-1)	地域水産物供給 基盤整備事業費 補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽 3 - 1 - 1	200,806	根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 	水産基盤 室	
				(公益性) 市場の不完全性 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、 市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助 による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難で ある。		
				必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっていることから、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であるため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。		
				効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、緊急及び事業効果の大きい漁港を中心に整備し、漁業活動の拠点として小浜漁港他1漁港で防波堤、護岸、及び用地等の整備を行い、高波等の発生時にも安全に漁船を係留及び漁業活動が出来るよう施設の整備を行い、機能の増進と安全性の確保に努めた。		
				受付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づ〈国庫補助金と県補助金を交付し、市町村が実施することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。		
				(その他) 県単上乗せ補助金については、平成18年度より見直しを行う予定である。		

部局名:農水商工部)(単位:千円)

					<u>) (単位 :十上</u>	J)
番号	開助立寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-1-2 (16-3-2)	漁業集落環境整 備事業費補助金	南島町 度会郡南島町神前 浦 15	205,000	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	水産基盤 室	
		715 . 5		(公益性) 市場の不完全性 広ぐ漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、 市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助 による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難で ある。		
				必要性) 漁村は、漁業活動の拠点として国民に対する水産物の供給という役割を果たしているほか、豊かで安全な国民生活を実現する上で様々な機能を有している。本事業は、工業排水や生活排水の流入による海域の汚染が危惧されている今、海域の水質の保全、漁場環境の維持・改善を行い、もって、漁業及び漁村の健全な発展を図るため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。		
				効果) 漁業集落環境整備事業の実施により、市街地や農村部と比べて非常に遅れている下水道、集落道路及び防災安全施設等集落環境施設の整備を行い、快適で豊かな漁村づくりが図られた。その内奈屋浦漁港地区については、排水処理場が完成し、下水道整備率の向上が図られた。		
				(交付基準等の妥当性) 当事業は、受益者が特定できず民間では行われていない内容であり、地域に精通した地元市町村が事業主体となり実施すべき事業であり、水産基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金及び、県補助金を交付することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。		
				(その他) 県単上乗せ補助金については、平成18年度より見直しを行う予定である。		

			ī	,) (単122 :十上	J)
番号	開助立寺の名称	及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
番号 16-3-3 (16-2-11)	補助金等の名称 漁村総合整備事 業費補助金		97,500	評価結果 ・根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 ・(公益性) 市場の不完全性 広ぐ漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。 ・必要性) 漁村は、漁業活動の拠点として国民に対する水産物の供給という役割を果たしているほか、豊かで安全な国民生活を実現する上で様々な機能を有している。本事業は、工業排水や生活排水の流入による海域の汚染が危惧されている今、海域の水質の保全、漁場環境の維持・改善を行い、もって、漁業及び漁村の健全な発展を図るため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなけれ		- /
				ば、事業実施が困難である。 効果) 方座浦漁港地区において、集落排水事業の実施により、市街地や農村部と比べて非常に遅れている下水道、集落道路及び漁港内の係留施設等の整備を行い、半島等の条件不利地域に立地する漁村の生活の安定及び漁村定住保護が図られた。 (交付基準等の妥当性) 当事業は、受益者が特定できず民間では行われていない内容であり、地域に精通した地元市町村が事業主体となり実施すべき事業であり、水産基盤整備事業補助金交付要綱に基づ〈国庫補助金及び、県補助金を交付することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。 (その他) 県単上乗せ補助金については、平成18年度より見直しを行う予定である。		

			T	,) (単122 :十月	J)
番号	開助並寺の名称	及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-6	山村振興等特別		交付決定額 73,799	評価結果 (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) 外部 (不)経済 過疎化、高齢化の進展が著しい中山間地域の振興を促進することを目的としたこの補助金は、中山間地域の住民と都市住民との生活格差の解消、中山間地域の持つ多面的機能の維持等に大きく貢献していることから公益性を有する。 必要性) 社会経済情勢の変化にともない、中山間地域では基幹産業である農林水産業の低迷による活力の低下や担い手不足が深刻化する一方、中山間地域が有する多様な機能への期待が高まっていることから、地域が有する特性を踏まえた対策を講ずる必要がある。 (効果) 高齢者や女性等の生きがい、能力を発揮するために必要な施設を整備することにより、生産、生活の場としての農山漁村の活性化に寄与する見込	室は名	
				みである。 (交付基準等の妥当性) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領に基づき国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業の実施が困難である。		

			I	,) (単位 :十)	J)
番号	開助立寺の石砂	及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-5	山村振興等特別		交付決定額 95,395	評価結果 ・根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 ・(公益性) 外部(不)経済 ・過疎化、高齢化の進展が著しい中山間地域の振興を促進することを目的としたこの補助金は、中山間地域の住民と都市住民との生活格差の解消、中山間地域の持つ多面的機能の維持等に大きく貢献していることから公益性を有する。 ・必要性) 社会経済情勢の変化にともない、中山間地域では基幹産業である農林水産業の低迷による活力の低下や担い手不足が深刻化する一方、中山間地域が有する多様な機能への期待が高まっていることから、地域が有する特性を踏まえた対策を講ずる必要がある。 ・効果) 豊かな地域資源を活かした多様な都市と農山漁村の交流促進を図ることを目的とした施設を整備することにより、農山漁村での交流人口の増加に寄与する見込みである。	室 餜 名	
				奇与する見込みである。 (交付基準等の妥当性) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領に基づき国庫補助により 実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とす ることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業の実施が 困難である。		

			1		(単位:十八	J)
番号	補助金寺の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-1-7 (16-2-14)	農村総合整備統 合補助事業費補 助金	伊勢市 伊勢市岩渕 1 - 7 - 29	203,050	根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
	-7.3 <u>- 14.</u>			(公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農村の条件整備を目標とする当事業は、 民間で取り組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。		
				必要性) 本事業は農村空間の整備、創出による生活環境の向上、快適環境の形成のために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、 生産と生活の調和のあるむらづくり」 農畜産物の安定供給」に位置づけられている。 さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				効果) 農村総合整備統合補助事業の実施により、農業生産基盤の整備及びこれ と関連をもつ農村生活環境の整備を総合的に実施し、活力ある農村地域 社会を発展させることができました。		
				(交付基準等の妥当性) 国が制定した農村総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 一層の効果を発揮するために、平成16~18年度の3カ年県民しあわせ プランの重点プログラムの中で、当事業の農業集落道を緊急避難路整備 事業として位置づけました。		

		おいま 业 ナケック ケ	ſ			J/
番号	開助 立寺の 名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-1-8 (16-2-15)	農村総合整備事 業費 (モデル型) 補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	84,600	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
	110-73 ==			(公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農村の条件整備を目標とする当事業は、 民間で取り組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。		
				(必要性) 本事業は農村空間の整備、創出による生活環境の向上、快適環境の形成のために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、生産と生活の調和のあるむらづくり」 農畜産物の安定供給」に位置づけられている。 さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				(効果) 農村総合整備事業 (モデル型)の実施により、農業生産基盤の整備及びこれと関連をもつ農村生活環境の整備を総合的に実施し、活力ある農村地域社会を発展させることができました。		
				(交付基準等の妥当性) 国が制定した農村総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 一層の効果を発揮するために、平成15年度に事業計画の見直しを行い、 計画変更を実施したところである。		

	T		1) (単位 :十片	J)
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
16-2-16	農村振興総合整 備統合補助事業 費補助金	御浜町 南牟婁郡御浜町大 字阿田和 6120 -	98,250	根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
	2 110-70 110	1		(公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農村の生活環境基盤整備と農業の条件 整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与する ことは妥当と考える。		
				必要性) 本事業は農村の総合的な振興、地域農業の健全な発展、景観が優れ豊かで住み良い農村の形成のために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、 生産と生活の調和のあるむらづくり」 農畜産物の安定供給」に位置づけられている。 さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				効果) 農村振興総合整備統合補助事業の実施により、地域の多様なニーズに応 じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、地域 が自ら考え設定する個性ある農村の振興を発展させることができました。		
				交付基準等の妥当性) 国が制定した農村振興総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 一層の効果を発揮するために、平成17年度に事業計画の見直しを行い、 国の事業制度上、農村振興総合整備統合補助事業からむらづくり交付金 へ制度移行したところである。		

	_	T) (里位 :十 <u>)</u>	J)
番号	補助金寺の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-1-9 (16-2-17)	農村振興総合整 備統合補助事業 費補助金	名張市 名張市鴻之台 1 - 1	64,321	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
				(公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農村の生活環境基盤整備と農業の条件 整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与する ことは妥当と考える。		
				(必要性) 本事業は農村の総合的な振興、地域農業の健全な発展、景観が優れ豊かで住み良い農村の形成のために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、 生産と生活の調和のあるむらづくり」 農畜産物の安定供給」に位置づけられている。 さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				効果) 農村振興総合整備統合補助事業の実施により、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、地域が自ら考え設定する個性ある農村の振興を発展させることができました。		
				交付基準等の妥当性) 国が制定した農村振興総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 一層の効果を発揮するために、平成17年度に事業計画の見直しを行い、 計画変更を実施しているところである。		

				(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)) (単位 :十b	J)
番号	開助金寺の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課洛	備考
17-1-10 (16-2-18)	団体営中山間地 域総合整備事業 費補助金	松阪市 松阪市殿町 1340 - 1	75,500	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
				(公益性) 都市部及び平野部に比べ地理的制約等不利な面が多い中山間地域の農業の生産性向上と生活環境基盤整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く県が関与することは妥当と考える。		
				必要性) 本事業は中山間地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と、活性化を図るために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、 生産と生活の調和のあるむらづくり」 農畜産物の安定供給」に位置づけられている。 さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				効果) 団体営中山間地域総合整備事業の実施により、中山間地域が有する多面的な機能を生かし、また、立地条件等地域の実情に即した農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、市町村自らが策定した活性化計画に基づき中山間地域の活性化を図ることができました。		
				(交付基準等の妥当性) 国が制定した中山間地域総合整備事業実施要綱及び中山間総合整備事業補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 一層の効果を発揮するために、平成16年度に事業計画の見直しを行い、 計画変更を実施したところである。		

				(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)) (単位 :十b	<u>J/</u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課洛	備考
17-1-11 (16-2-19)	団体営中山間地 域総合整備事業 費補助金	南島町 度会郡南島町神前 浦 15	166,100	根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
				(公益性) 都市部及び平野部に比べ地理的制約等不利な面が多い中山間地域の農業の生産性向上と生活環境基盤整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く県が関与することは妥当と考える。		
				(必要性) 本事業は中山間地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と、活性化を図るために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、 生産と生活の調和のあるむらづくり」 農畜産物の安定供給」に位置づけられている。 さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				効果) 団体営中山間地域総合整備事業の実施により、中山間地域が有する多面的な機能を生かし、また、立地条件等地域の実情に即した農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、市町村自らが策定した活性化計画に基づき中山間地域の活性化を図ることができました。		
				(交付基準等の妥当性) 国が制定した中山間地域総合整備事業実施要綱及び中山間総合整備事業補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 一層の効果を発揮するために、平成17年度中に事業計画の見直しを行い、平成18年度に計画変更を予定しているところである。		

		は四声光之なってな			<u> </u>	J,
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	文刊沃廷領	評価結果	室課名	備考
16-2-20	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町 1- 5	185,841	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
	X 54 11100 300			公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。		
				(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				(効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活 環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設 整備が進捗した。		
				(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を県費上乗せ方式から、市町村の起債償還に助成する方式に移行した結果、1地区当たりの県費が少なくなったため、少ない補助金でより多くの事業が実施できた。		

					<u>) (単位 :十)</u>	<u> </u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課洛	備考
16-2-21	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸 1 - 18 - 18		(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村室	
	7K 2 11073 3E			(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。		
				(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				(効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活 環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設 整備が進捗した。		
				(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を県費上乗せ方式から、市町村の起債償還に助成する方式に移行した結果、1地区当たりの県費が少なくなったため、少ない補助金でより多くの事業が実施できた。		

					<u>) (単位 :十</u> -	<u> </u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	亀山市 亀山市本丸町 577	235,835	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
	X = 11107.32			公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。		
				必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、 生活排水対策の推進 」 生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。 さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活 環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設 整備が進捗した。		
				(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を県費上乗せ方式から、市町村の起債償還に助成する方式に移行した結果、1地区当たりの県費が少なくなったため、少ない補助金でより多くの事業が実施できた。		

	I	は中華光学なってな	T .			J/
番号	開助金寺の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-3-3 (16-2-23)	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	379,760	根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
				公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。		
				必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活 環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設 整備が進捗した。		
				(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を県費上乗せ方式から、市町村の起債償還に助成する方式に移行した結果、1地区当たりの県費が少なくなったため、少ない補助金でより多くの事業が実施できた。		

		は 中車 坐 字 竿 の ぱ 々	I			
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	文刊沃廷領	評価結果	室課名	備考
16-4-4 (16-2-24)	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	名張市 名張市鴻之台 1 - 1	375,720	根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
				(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。		
				必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活 環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設 整備が進捗した。		
				(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を県費上乗せ方式から、市町村の起債償還に助成する方式に移行した結果、1地区当たりの県費が少なくなったため、少ない補助金でより多くの事業が実施できた。		

		は中事業者なっても			/ \ 	J /
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
16-2-25	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	菰野町 三重郡菰野町大字 潤田 1250	179,275	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
	3K32 111,533 III.			公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。		
				必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。		
				効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活 環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設 整備が進捗した。		
				交付基準の妥当性 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。		
				(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を県費上乗せ方式から、市町村の起債償還に助成する方式に移行した結果、1地区当たりの県費が少なくなったため、少ない補助金でより多くの事業が実施できた。		

	ı	******		(中)		<u>J / </u>
番号	開助並寺の石砂	及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-7	農業共済組合等	補助事業者等の氏名 及び住所 桑員農業共済組合 桑名市松 J木 4 - 7 - 89	102,969	評価結果		
				展案及音補頂的及の日角な事業実施により、展象の損失を補填し、展象の経営安定に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。		

		は中主半さなるでも		1		J /
番号	開助立寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-8 (16-3-2)		三泗鈴亀農業共済事務組合三重郡菰野町大字大強原 3247	153,608	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) 国の行う農業災害補償制度に基づく事業であり、農家の経営安定のため、国、県、連合会、各組合等との密接な連携のもとで実施する必要がある。 必要性) 農業災害補償制度は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として実施されている公的保険制度である。また、農業の構造改革が進む転換期にあって、担い手農家を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備するためには、農業経営の安定を守るセーフティネットとして農業災害補償制度が今後も引き続き機能を発揮してい必要がある。農業共済団体は、強(公益性を有しており、損害防止活動ならびに災害補償など事業の円滑な運営を図るためには、今後も引き続き農業共済事業の運営に係る費用の一部を補助する必要がある。 効果) 農業災害補償制度の円滑な事業実施により、農家の損失を補填し、農家の経営安定に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。		

	T	*******	1	(1) 周节、展外的工部		J /
番号	開助金寺の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-9 (16-3-3)		中勢農業共済事務組合 津市大字殿村 5	121,200	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 公益性) 国の行う農業災害補償制度に基づ〈事業であり、農家の経営安定のため、国、県、連合会、各組合等との密接な連携のもとで実施する必要がある。 必要性) 農業災害補償制度は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に 資するため、農業災害対策の重要な柱として実施されている公的保険制度である。また、農業の構造改革が進む転換期にあって、担い手農家を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備するためには、農業経営の安定を守るセーフティネットとして農業災害補償制度が今後も引き続き機能を発揮している必要がある。農業共済団体は、強〈公益性を有しており、損害防止活動ならびに災害補償など事業の円滑な運営を図るためには、今後も引き続き農業共済事業の運営に係る費用の一部を補助する必要がある。 効果) 農業災害補償制度の円滑な事業実施により、農家の損失を補填し、農家の経営安定に寄与することができた。 交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。		

		14th = 14 + 16 = 7 = 1	1			J /
番号	開助立寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-10 (16-3-4)	農業共済組合等	松阪飯多農業共済事務組合多気郡多気町大字相可 1687 - 4	121,000		団体支援 室	

					<u>) (半四 .Tr</u>	J/
番号		補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-11 (16-3-5)		伊勢地域農業共済 事務組合 伊勢市藤里町 662	117,392	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	団体支援 室	
		- 4		(公益性) 国の行う農業災害補償制度に基づく事業であり、農家の経営安定のため、国、県、連合会、各組合等との密接な連携のもとで実施する必要がある。		
				(必要性) 農業災害補償制度は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に 資するため、農業災害対策の重要な柱として実施されている公的保険制度である。また、農業の構造改革が進む転換期にあって、担い手農家を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備するためには、農業経営の安定を守るセーフティネットとして農業災害補償制度が今後も引き続き機能を発揮している必要がある。農業共済団体は、強く公益性を有しており、損害防止活動ならびに災害補償など事業の円滑な運営を図るためには、今後も引き続き農業共済事業の運営に係る費用の一部を補助する必要がある。		
				効果) 農業災害補償制度の円滑な事業実施により、農家の損失を補填し、農家 の経営安定に寄与することができた。		
				交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第 14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。		

	1	Tubel = 11/		,) (単位 汗)	J/
番号	開助立寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-12 (16-3-6)	農業共済組合等	及び住所伊賀農業共済事務組合 伊賀市小田町 1380-1	124,039		室	ET TO

			1	,) (単位:十 <u>)</u>	<u> </u>
番号	補助金寺の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
16-3-7		財団法人三重県産業支援センター津市栄町1-891	219,209	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	産業支援 室	
				(公益性) 県内中小企業者の新製品、新技術等の研究開発の支援や、開発された 新製品等の展示等を行うことにより、県産業の振興に寄与することを目的 とした施設であり、地域産業の活性化や雇用の確保のために重要である ことから、県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。		
				(必要性) 三重産業振興センター (メッセウイング・みえ)の建設費にかかる補助金であり、国から地域産業創造基盤整備事業として借り入れた分のうち、高度化資金償還計画による償還額を、三重県と津市が6対4の割合で負担することを内容とした、平成4年9月14日付けの三重県知事、津市長及び財団法人三重産業振興センター副理事長の覚え書きによる。		
				(効果) 当該施設において企業等が開発した新製品等の展示会、見本市等を行うことで、県産業の振興に寄与しており、地域経済を支える戦略的な産業振興という政策(既存産業の高度化・高付加価値化の促進/中小企業の製造品出荷額の全国順位15位)を、目標どおり達成することができた。		
				(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は 県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。また、国から地域産 業創造基盤整備事業として借り入れた分のうち、高度化資金償還計画に よる償還額を、三重県と津市が6対4の割合で負担することを内容とした、 平成4年9月14日付けの三重県知事、津市長及び財団法人三重産業振興 センター副理事長の覚え書きにより、適正に補助している。		

補助金等評価結果調書

部局名:農水商工部) (単位:千円) 室課名 評価結果

	Ţ		ī	。		J <i>)</i>
番号	開助立寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
16-3-10	紀南広域交流 5	及び住所 財団法人三重県農 林水産支援セン ター 久居市明神町 2501-1	78,667		担い手室	rm -5
				益性を有する。 必要性) 紀南地域の基幹産業である一次産業の活性化を図るため、御浜国営農 地開発事業地内の未売地を活用した新たな作物(梅)への経営展開に対 する支援を行うことにより、農業を支える担い手の確保・育成と地域への集 客交流を推進することが必要である。		
				効果) 農地保有合理化法人が、新たな作物(梅)への経営展開に対する支援を 行うことにより、新規参入者の定着と経営の複合化による経営の強化が図れ、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策(農林水産業を支える生産経営基盤の充実/自立経営体の農用地利用集積率)を達成することが出来た。		
				佼付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたっては、紀南広域交流 らめの郷」創生事業実施要領 (平成 11年 5月 10日付け農経第 114号)に基づいて審査している。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は補助金によらなければ事業実施が困難であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。		

			•) (単位 :十)	J)
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
	経営構造対策事		148,159	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	担い手室	
		-		(公益性) 安全 安心な食料の供給、農業の環境保全の役割を果たすことを目的としたこの補助金は、地域農業を安定的に継続させるものであり、公共性を有する。		
				必要性) 消費者に安全 安心なお茶を供給していくことが必要になっていることから、当該地区における安全を重視した画一的な茶園の肥培管理と荒茶生産を進めていくために、乗用型複合管理機の導入と近代的な荒茶加工施設の整備が必要である。		
				効果) 乗用型複合管理機の導入と近代的な荒茶加工施設を整備することにより、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策(農林水産業を支える生産経営基盤の充実/食料自給率)を、消費者が求める安全安心なお茶を供給することで達成することができた。		
				(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたっては、事業内容を国の農業経営総合対策実施要領(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知)及び農業経営総合対策事業の実施について(平成14年3月29日付け13経営第7052号経営局長通知)に基づいて審査している。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は補助金によらなければ事業実施が困難であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。		

				,) (卑似 汗)	<u>J/</u>
番号	開助並寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
16-3-12	土地改良施設整 備補修事業費補 助金	三重県土地改良事業団体連合会 津市広明町 330	88,200	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農業基盤 室	
	D/) 312	/手刊/囚P/JM] 330		(公益性) 土地改良施設の整備補修を目的としたこの補助金は、食料の安定供給や土地改良施設の持つ多面的機能の保持につながるという理由により公益性を有する。		
				必要性) 近年、農業用用排水施設の整備が進展し造成された施設が増加している ことから、老朽化していぐ施設の機能維持のため、土地改良施設整備補修 事業を行うことは必要である。		
				効果) 土地改良施設整備補修事業の実施により、農業生産基盤の整備」という 施策について、平成 16年度に農業用用排水施設 31施設を事業完了させることによって達成することができた。		
				交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施は不可能であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。		

		補助事業者等の氏名			 	
番号	補助金等の名称	及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
16-3-13	漁業集落環境整 備事業費補助金	南勢町 度会郡南勢町五ケ 所浦3057	100,525	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	水産基盤 室	
		TATABOOT.		(公益性) 市場の不完全性 広 〈漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、 市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助 による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難で ある。		
				必要性) 漁村は、漁業活動の拠点として国民に対する水産物の供給という役割を果たしているほか、豊かで安全な国民生活を実現する上で様々な機能を有している。本事業は、工業排水や生活排水の流入による海域の汚染が危惧されている今、海域の水質の保全、漁場環境の維持・改善を行い、もって、漁業及び漁村の健全な発展を図るため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。		
				効果) 漁業集落環境整備事業の実施により、市街地や農村部と比べて非常に遅れている下水道、集落道路及び防災安全施設等集落環境施設の整備を 行い、快適で豊かな漁村づくりが図られた。		
				(交付基準等の妥当性) 当事業は、受益者が特定できず民間では行われていない内容であり、地域に精通した地元市町村が事業主体となり実施すべき事業であり、水産基盤整備事業補助金交付要綱に基づ〈国庫補助金及び、県補助金を交付することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。		
				(その他) 県単上乗せ補助金については、平成18年度より見直しを行う予定である。		

-	_	I	T		<u> (単位 :十十</u>	<u> </u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
16-4-2 (16-3-14)	広域漁港整備事 業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽 3 - 1 - 1	168,250	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	水産基盤 室	
		·		(公益性) 市場の不完全性 広ぐ漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、 市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助 による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難で ある。		
				(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっていることから、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であるため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。		
				効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、緊急及び事業効果の大きい漁港を中心に整備し、漁業活動の拠点として菅島漁港で橋梁下部工の整備を行い、安全に漁船を係留し漁業活動が出来るよう施設の整備を図った。		
				(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づ〈国庫補助金と県補助金を交付し、市町村が実施するすることが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。		
				(その他) 県単上乗せ補助金については、平成18年度より見直しを行う予定である。		

		T. 8-1	T		<u>) (単位 :十上</u>	J)
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 <u>及び住所</u>	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
16-3-15	漁港漁村活性化 対策事業費補助 金	尾鷲市 尾鷲市中央町 10 - 43	637,500	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	水産基盤 室	
				(公益性) 水産物の供給基盤としての役割を担っている漁村の活性化を図り、水産物の安定供給を図ることを目的としたこの補助金は、地域内水産業のみならず、観光や流通産業等地域経済の発展に大きく貢献するものであるとともに、施設整備に多額の経費を要することから、国庫補助事業による準公共事業として国の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由により公益性を有する。		
				必要性) 消費者に水産物を安定供給するために、国庫補助事業により実施する準公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、漁港漁村活性化対策事業費補助金により施設整備を行うことは必要である。		
				Ø果) 海洋深層水の取水施設が整備されることにより、栽培漁業センターで中間育成しているアワビの成長促進や、漁業者によるハバノリの陸上養殖への活用、水産加工業者による干物作り等への利用による付加価値の向上等により、水産業の振興及び漁村地域の活性化が図られ、地域の特性を生かした安全で優れた特色のある水産物が安定的に供給される環境づくりが促進され、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策を達成することができる。		
				(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたって、事業内容については、国の水産業振興総合対策事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)及び漁港高度利用促進対策事業の運用について(平成12年3月24日付け12水港第721号水産庁長官通知)に基づいて審査しているとともに、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。		

# C	1+11-0 M = 01-	補助事業者等の氏名	<u>→</u> /__ ;_			
番号	開助立寺の石砂	及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-3 (16-3-16)	漁業経営構造改 善事業費補助金	鳥羽市鳥羽 3 - 1	145,120	根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	水産基盤 室	
		- 1		(公益性) 市場の不完全性 漁業生産の構造改善に係る共同利用施設整備を促進し、消費者に安全・安心な 水産物を安定的に供給することを目的としたこの補助金は、多くの漁業者が受益 者であるとともに、施設整備に多額の経費を要することから、国庫補助事業による 準公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由 により公益性を有する。		
				必要性) 消費者により安全な水産物を安定的に供給するために、国庫補助事業により実施する準公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、漁業経営構造改善事業費補助金により施設整備を行うことは必要である。		
				効果) 漁協合併に伴う集約市場(答志、菅島、和具浦の3市場を統合)として、衛生管理に配慮した水産物荷さばき施設が整備されることにより、漁業者の経営安定はもとより、消費者により安全で安心な魚を安定的に供給するための環境が整備され、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策を達成することができた。		
				(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたって、事業内容については、国の水産業振興総合対策事業 実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知) 及び漁業経営構造改善事業の運用について(平成12年3月24日付け12水推第 208号水産庁長官通知)に基づいて審査しているとともに、本事業の実施にあたっ ては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、補助金を交付することが最も効果 的な方法である。		
				(その他) 平成 15年度からは、県上乗せ補助金の補助率を従来の 1/2として見直しを行ったところである。		

番号

16-3-17

補助金等評価結果調書

部局名:農水商工部)(単位:千円) 補助事業者等の氏名 補助金等の名称 交付決定額 評価結果 室(課)名 備考 及び住所 食品リサイクル 安濃町 200,000 (根拠) マーケティ |推進事業費補助|安芸郡安濃町大字| 農水商工部関係補助金等交付要綱 ング室 川西1310 (公益性) 津市、安濃町、芸濃町、美里村の4市町村内の生ゴミを堆肥へと処理す る施設整備に対する補助金である。 地域で発生する生ゴミを堆肥化し地域の農家へ還元することにより食品 廃棄物の再生利用に取組む当事業は、ゴミの減量、循環型社会の構築と いう環境保全の観点により公益性を有すると言える。 必要性) 現在、食品廃棄物は焼却や埋立等により処理されており、 最終処分場の 確保などの問題に直面している。また平成13年に施行された食品リサイク ル法においては、一定規模以上食品廃棄物を廃棄する事業者について、 平成18年度までに再生利用等の実施率を20%以上に向上させることを目 標としている。このようなことから、廃棄物の再生利用に関する施設の整備 が必要である。 効果) 当施設を整備することにより、当地域の事業者及び家庭から排出される 食品廃棄物、日量230 か内、日量30 が処理加工される。また、家庭や事 業者から排出される生ゴミの減量化が図られ、また天然資源に由来する **堆肥が供給されることで環境負荷の少ない農業が展開されるなど、循環** 型社会が構築される。

(交付基準等の妥当性)

バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱に基づき国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国の補助金によらなければ、事業の実施が困難である。

(その他)

施設整備への支援が了した次年度以降は、食品等廃棄物の受入料及び 堆肥の販売料などによる収益により、自立した運営が期待できる。

			•) (単位 :十)	J/
	補助金寺の名称	及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-1-3 輸 (16-3-18) 対	制の金等の名称		224,493	評価結果	室 餜 洺	

-	_		•	,) (単位 汗)	J/
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-1-4 (16-3-19)	米·麦·大豆生産総合対策事業費補助金		140,611	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) 優良苗の共同生産により低コスト、安定生産を図ることを目的としたこの補助金は、主要農作物の生産振興と食糧の安定的な供給を行うという理由	農畜産室	
				から公益性を有する。 必要性) 農業生産の担い手不足、高齢化が進む一方で、食の安全安心への関心が高まるなか、省力化、品質確保に向けた生産体制の整備が急務となっているため、事業の実施により施設整備を進める必要がある。		
				効果) 共同育苗施設の整備により、安全で安心な農産物の安定的な供給という 政策を、良質苗の安定生産と省力化 生産コストの低減による生産性の向 上により達成することができた。		
				(交付基準等の妥当性) 生産振興総合対策等補助金交付要綱に基づき、国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とする理由から、補助金を交付することが最も効果的な方法である。		

	T	1. Dat == 31/ -1. 55 = -3 5	1) (単1位:十十	J)
番号	開助並寺の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
16-4-1	運輸事業振興助 成交付金	社団法人三重県トラック協会 津市桜橋 3丁目 53		(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農水商工 総務室	
		- 11		(公益性) 公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保 等を目的として、自治事務次官通達(昭和51年11月18日付け自治府第112 号)に基づき、地方のトラック協会など関係公益法人に交付するもので、公 益性を有する。		
				必要性) 昭和51年度の税制改正により、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、自治事務次官通達に基づき、地方のトラック協会など関係公益法人に交付するものである。		
				Ø果) この交付金を活用してトラック協会が実施した、排ガス減少装置の購入助成などの環境対策事業、スピードリミッター装着助成などの安全性の向上、公共共同施設の整備、輸送サービスの改善等の各種事業により、公共輸送機関の利便性を向上させるとともに、産業経済や県民生活を支える公共輸送機関の基盤強化や環境対策等に資することができた。		
				(交付基準等の妥当性) 自治事務次官通達に基づき、各都道府県知事に交付金の交付が求められていることから、軽油引取税の一部を財源として交付金を交付することが最も妥当で効果的な方法である。		
				(その他) NOx・PM法の施行を受けて、特定自動車排出基準適合車への代替助成など、環境対策への取り組みを強化している。		

		T.) (単位 :十月	J/
手の名称	及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
がおります。		138,264	評価結果 (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) 安全 安心な食料の供給、農業の環境保全の役割を果たすことを目的としたこの補助金は、地域農業を安定的に継続させるものであり公共性を有する。 (必要性) 消費者に安全 安心な食料を供給していぐためには、地域農業を安定的に継続させることが重要視されることから、当該地区において、消費者の多様なニーズをとらえたアゲリビジネス等への展開を支援していくことが必要である。 (効果) 消費者のニーズに応えた近代的な農作業体験畜舎・堆肥舎・チーズ加工	室 餜 名 担い手室	
			消費者のニースに心えた近代的な農作業体験留音、堆肥音、ゲース加工施設の整備を行うことにより、環境の保全を考慮しつつ、消費者が求める安全・安心な製品を安定的に供給することで、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策(農林水産業を支える生産・経営基盤の充実)を達成することができた。 (交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたっては、事業内容を国のアグリチャレンジャー支援事業実施要領(平成14年3月29日付け13経営第6896号農林水産事務次官依命通知)及びアグリチャレンジャー支援事業実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13経営第6898号経営局長通知)に基づいて審査している。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は補助金によらなければ事業実施が困難であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。		

部局名:農水商工部)(単位:千円) 補助事業者等の氏名 補助金等の名称 交付決定額 番号 評価結果 室(課)名 備考 乃7/住所 187,506 (根拠) 全融室 17-1-1 信用保証協会保 三重県信用保証協 証料軽減補助金 会 農水商工部関係補助金等交付要綱 津市桜橋 3 - 339 (公益性) 9割を超える県内中小企業の経営基盤の強化ど舌性化を図らなければ、 県内経済の発展もありえない。長引く景気の低迷等により、中小企業の経 営基盤は脆弱になっており、民間金融機関の融資だけでは、信用力が弱 い中小企業に充分な資金供給ができない状況にある。中小企業の信用力 を補完するため、特別法により信用保証協会が設置され、信用保証事業 を実施しているが、小規模零細企業など特に信用力の弱い中小企業に とっては、金融機関の貸付金利に加え保証料を負担することが実質的な 高金利となり、資金繰りを圧迫することになっている。よって、県が信用保 証協会と連携し、低金利、低保証料の県単融資制度を運用し、中小企業 の資金調達を補完的に支援することは、中小企業の経営基盤の強化と話 性化につながり、公益性を有する。 必要性) 県単融資制度の保証料軽減については、県の中小企業金融対策として実 施しており、中小企業に直接保証料を補給する代わりに、県が信用保証 協会に保証料の補填を行うことを条件に保証料の引下げを行っているも のであるが、保証料額自体が国の指導により必要最低限に設定されてい るため、信用保証協会自体の経営を考慮すると補助金による補填が不可 欠である。 効果) 信用保証協会保証料軽減補助事業の実施により、信用力の弱い中小企 業に対し、残高で9,000件を超える低利な保証料での融資を行ってお り、中小企業の資金供給の円滑化と経営基盤の強化を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 当該年度の県単融資制度に係る保証債務残高に応じて補助金額 軽減 額 を算出し、当該年度の未収保証料として信用保証協会に受け入れられ ており、補助率2分の1のため過払いは生じない。また、補助対象者として 中小企業に直接保証料を補給する方法も考えられるが、個々の申請、交 付、保証残高の確認等の事務負担が過大になるため、現行の方法が妥当 である。

		T. 15-1-1-112 1 . LE	ī) (卑似 汗)	J <i>)</i>
番号	開助立寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-1-2	三重用水施設管理費負担金	独立行政法人水資源機構 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2	120,830	根拠) 独立行政法人水資源機構法 (公益性) 農業用水の安定供給と農業生産基盤の安定を目的としたこの負担金は、水資源の効率的利用に寄与するという理由により公益性を有する。 (必要性) 農業用水の安定供給と農業生産基盤の安定を図るためには適切な施設管理が重要であるという理由により、本事業を行うことは必要である。 (効果) 本実施により、農業用水の使用パターンの多様化が求められる中で適切な対応を達成することができた。 (交付基準等の妥当性) 施設管理にあたっては、多額の経費を要することから、国の補助金及び県の負担金がなければ、適切な管理が不可能なため、県が管理費の一部を負担することは妥当である。		

		I		。) (半位 .丁[J/
番号	開助並寺の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-1-3	中山間地域等直 接支払事業交付 金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	72,133	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	農山漁村 室	
	_			(公益性) 外部 (不)経済 農業生産条件が平地地域に比べ不利である中山間地域等の農用地の適 正管理を促進することにより、公益的機能を維持することを目的としたこの 交付金は、事業実施の結果もたらされる農用地の持つ多面的機能の受益 が広く県民全体に及ぶものであることから公益性を有する。		
				必要性) 過疎化、高齢化の進行に伴う耕作放棄地の増加等により、中山間地域等における農用地の持つ公益的機能の低下が懸念されていることから、農業生産の維持を図りつつ公益的機能を確保するために、県内の中山間地域において、耕作放棄の主要因である農業生産条件の格差を補正する必要がある。		
				効果) 中山間地域等直接支払事業を実施することにより、営農活動の安定的な 継続と耕作放棄の未然防止が図られ、、水源かん養、洪水防止、土砂崩 壊防止等の公益的機能が継続的、効果的に発揮されている。		
				交付基準等の妥当性) 中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき、中山間地域等の農用地における多面的機能を維持するための国の事業であり、本事業の実施にあたっては、多額の経費を必要とすることから、国及び県の交付金によらなければ事業の遂行は困難である。		

		(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)				J)
番号	開助立寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-1-4	地域水産物供給 基盤整備事業費 補助金	熊野市 熊野市井戸町 796	77,367	(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	水産基盤 室	
				(公益性) 市場の不完全性 広ぐ漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、 市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助 による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難で ある。		
				(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっていることから、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であるため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。		
				(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、緊急及び事業効果の大きい漁港を中心に整備し、漁業活動の拠点として甫母漁港他1漁港で防波堤、岸壁、及び用地等の整備を行い、高波等の発生時にも安全に漁船を係留及び漁業活動が出来るよう施設の整備を行い、機能の増進と安全性の確保に努めた。		
				受付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づ〈国庫補助金と県補助金を交付し、市町村が実施することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。		
				(その他) 県単上乗せ補助金については、平成18年度より見直しを行う予定である。		

		I. B. I W. I) (単位 :十上	J)
番号	開助金寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-2 (17-1-6)	漁業経営構造改 善事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸 1 - 18 - 18	97,151	根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	水産基盤 室	
		- 10		(公益性) 市場の不完全性 漁業生産の構造改善に係る共同利用施設整備を促進し、消費者に安全 安心な 水産物を安定的に供給することを目的としたこの補助金は、多くの漁業者が受益 者であるとともに、施設整備に多額の経費を要することから、国庫補助事業による 準公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由 により公益性を有する。		
				必要性) 消費者により安全な水産物を安定的に供給するために、国庫補助事業により実施する準公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、漁業経営構造改善事業費補助金により施設整備を行うことは必要である。		
				効果) 漁獲物の鮮度を向上させるため、滅菌海水を用いた製氷・貯氷施設が整備される ことにより、漁業者の経営安定はもとより、消費者により安全で安心な魚を安定的 に供給するための環境が整備され、安心を支える力強い農林水産業の振興という 政策を達成することができた。		
				(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたって、事業内容については、国の水産業振興総合対策事業 実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知) 及び漁業経営構造改善事業の運用について(平成12年3月24日付け12水推第 208号水産庁長官通知)に基づいて審査しているとともに、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。		
				(その他) 平成15年度からは、県上乗せ補助金の補助率を従来の1/2として見直しを行ったところである。		

部局名:農水商工部)(単位:千円) 補助事業者等の氏名 補助金等の名称 交付決定額 番号 評価結果 室(課)名 備考 及び住所 漁村コミュニティ 尾鷲市 81.000 (根拠) 水産基盤 17-1-7 基盤整備事業費 尾鷲市中央町 10 農水商工部関係補助金等交付要綱 室 補助金 - 43 (公益性) 水産物の供給基盤としての役割を担っている漁村の活性化を図り、水産 物の安定供給を図ることを目的としたこの補助金は、地域内水産業のみな らず、観光や流通産業等地域経済の発展に大きく貢献するものであるとと もに、施設整備に多額の経費を要することから、国庫補助事業による準公 共事業として国の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由 により公益性を有する。 (必要性) 消費者に水産物を安定供給するために、国庫補助事業により実施する準 公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすること から、事業主体は国の補助金によらなければ、事業実施が困難であると の理由により、漁村コミュニティ基盤整備事業費補助金により施設整備を 行うことは必要である。 効果) 海洋深層水を利用した水産加工体験等ができる交流基盤施設が整備され ることにより、広ぐ海洋深層水をPR し、海洋深層水を活用した水産業の振 興や都市部の人々との交流促進により、漁村地域の活性化が図られ、地 域の特性を生かした安全で優れた特色のある水産物が安定的に供給され る環境づくりが促進され、安心を支える力強い農林水産業の振興という政 策を達成することができる。 (交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたって、事業内容については、国の水産業振興総合対 策事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務 次官依命通知)及び新漁村コミュニティ基盤整備事業の運用について(平 成 14年 3月 29日付け 13水港第 4216号水産庁長官通知)に基づいて審 査しているとともに、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とする ことから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困 難であるとの理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法であ

る。

	ī		1	,) (単位 :十)	J/
番号	補助金寺の名称	及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
番号 17-2-4 (17-1-8)	家畜排せつ物利		交付決定額 119,983		農畜産室	備考

		は中年光本なってな	Ī			J/
番号	開助立寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-1-5 (17-1-9)	新グリーンツーリズム総合推進事業費補助金			(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 公益性) 外部(不)経済 過疎化、高齢化が進行する中山間地域において、都市住民と中山間地域の交流を軸とした活性化を促進することを目的とするこの補助金は、これらの地域の維持、発展に寄与するとともに、地域の持つ多面的機能を発揮させるものであり、公益性を有する。 (必要性) 中山間地域の過疎化、高齢化が深刻化する一方、都市住民の自然志向、スローライフ志向など、これらの地域に対する期待が高まっていることから、地域の活性化と多面的機能を発揮させる本事業は必要である。 (効果) 都市住民との交流拠点の整備、地域の受入体制の整備、体験イベントを実施したことにより、事業実施市町村の入込客数の増加などの効果が見られた。 (交付基準等の妥当性) やすらぎ空間整備事業実施要領に基づき、国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国庫補助金を活用しなければ事業実施が困難である。		

			Т) (単位 汗)	<u>J)</u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-1	バレー構想関連 産業等立地促進 補助金	株式会社丸和製作所代表取締役 寺田 幸雄 大阪市東住西 4-7-1	76,962	根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則 (公益性) 市場の不完全性」 地域間競争の激しい企業誘致にあっては、優遇制度においても他府県への競争力を確保する必要がある。また、企業立地が実現の際には、地域雇用及び県税収入の増加といった目に見える成果に繋がり、県内経済の活性化が図られるため、高い公益性を有する。 (必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著し気低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性は極めて高い。 (効果) 当該補助金を活用した企業誘致活動により、クリスタルバレー構想の関連企業が新規立地し、より一層の産業集積が図られた。また、今回の立地により、新たな雇用の場が創出され、操業開始の平成17年2月時点で41名の新規雇用が発生している。 (交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。		

			(里位:十户	J <i>)</i>	
番号補助金等の名称	及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-2 災害復旧事業費	宮川村 多気郡宮川村大字	交付決定額 126,561	評価結果 (根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 (公益性) 農地及び農業用施設の災害復旧を目的としたこの補助金は、農林水産業の維持を図り併せて農家経営の安定に寄与し、更には国土保全を担うという理由により公益性を有する。 (必要性) 農林水産業の基本的な施設である農地及び農業用施設の災害復旧を迅速に行い維持を図ることが、農家経営の安定とひいては食料の安定供給につながるという理由により、団体営災害復旧事業を行うことは必要である。 (効果)	1	
			ప .		

						J <i>)</i>
番号	開助並寺の石砂	及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
番号 17-2-3	災害復旧事業費	伊賀市 伊賀市上野丸之内	72,043	評価結果	T	
				ついて、平成16年度に農地及び農業用施設61施設を事業完了させることにより達成することができた。 (交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、農林水産業者の経済をもって災害復旧を適切かつ迅速に行うことは困難であり、国及び事業主体の補助金を交付することが最も効果的な方法である。		

					J <i>)</i>	
	加金寺の石砂	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-4 災害補助	がますの名称 第復旧事業費 1金 (団体営 第復旧事業費	及び住所	123,309	根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 (公益性) 農地及び農業用施設の災害復旧を目的としたこの補助金は、農林水産業の維持を図り併せて農家経営の安定に寄与し、更には国土保全を担うという理由により公益性を有する。 (必要性) 農林水産業の基本的な施設である農地及び農業用施設の災害復旧を迅速に行い維持を図ることが、農家経営の安定とひいては食料の安定供給につながるという理由により、団体営災害復旧事業を行うことは必要であ	農業基盤室	備考
				る。 効果) 団体営災害復旧事業の実施により、農業生産基盤の整備」という施策について、平成16年度に農地及び農業用施設21施設を事業完了させることにより達成することができた。 交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、農林水産業者の経済をもって災害復旧を適切かつ迅速に行うことは困難であり、国及び事業主体の補助金を交付することが最も効果的な方法である。		

	T	1 . D = 1 -+ NV -1 . FF	1			J <i>)</i>
番号	開助立寺の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-5	災害復旧事業費	海山町 北牟婁郡海山町大	423,187	(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 (公益性) 農地及び農業用施設の災害復旧を目的としたこの補助金は、農林水産業の維持を図り併せて農家経営の安定に寄与し、更には国土保全を担うという理由により公益性を有する。	農業基盤室	
				必要性) 農林水産業の基本的な施設である農地及び農業用施設の災害復旧を迅速に行い維持を図ることが、農家経営の安定とひいては食料の安定供給につながるという理由により、団体営災害復旧事業を行うことは必要である。 効果)		
				団体営災害復旧事業の実施により、 農業生産基盤の整備」という施策について、平成 16年度に農地及び農業用施設 13施設を事業完了させることにより達成することができた。		
				佼付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、農林水産業者の経済をもって災害復旧を適切かつ迅速に行うことは困難であり、国及び事業主体の補助金を交付することが最も効果的な方法である。		

部局名:農水商工部)(単位:千円) 補助事業者等の氏名 補助金等の名称 交付決定額 番号 評価結果 室(課)名 備考 乃7/住所 17-2-6 86.939 (根拠) 担い手室 農地保有合理化 財団法人三重県農 促進事業費補助林水産支援セン 農水商工部関係補助金等交付要綱 ター 久居市明神町 (公益性) 公益団体である農地保有合理化法人が農用地等の権利移動 売買、賃貸 2501-1 借)に直接介入することにより、担い手農家の経営規模の拡大、農地の集 団化による生産コストの削減等を図ることを目的としたこの補助金は、農 業を支える担い手の育成や経営力強化を図り、食料の安定供給や地域農 業を安定的に継続させるものであり公益性を有する。 必要性) 安全・安心な食料の供給や公益的機能の維持の観点から地域農業を安 定的に継続させることが必要となっていることから、農地保有合理化法人 が農用地等の権利移動 (売買、賃貸借)に直接介入することにより、担い 手農家の経営規模の拡大、農地の集団化による生産コストの削減等を図 り、農業を支える経営力のある担い手を確保・育成することが必要である。 効果) 農地保有合理化法人が農用地等の権利移動に直接介入することにより、 担い手農家への農用地等の利用集積が進み、安心を支える力強い農林 水産業の振興という政策(農林水産業を支える生産・経営基盤の充実/ 自立経営体の農用地利用集積率)を達成することが出来た。 (交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたっては、事業内容を国の農地保有合理化促進事業 実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官 依命通知)及び農地保有合理化促進事業実施要領 (平成 1 2年 4月 1日付 け12構改B第321号構造改善局長通知)に基づいて審査している。ま た、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主 体は補助金によらなければ事業実施が困難であるため、補助金を交付す ることが最も効果的な方法である。

継続評価実施計画

		. 15 - 1	全体記	⊦mi		翌年度以			(手位・113)	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏 名及び住所	事業期間	交付総額	当該年度 の交付額	ユー及の 降の交付 予定額	評価を行う 時期	継続して評価を行う理由	室課名	備考
	産業支援セン	財団法人三重県産 業支援センター 津市栄町 1 - 891	平成 16年度	210,000	135,438	74,562	平成 18 年度	繰越によるため。	産業支援室	
	地域水産物供給 基盤整備事業費 補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽 3 - 1 - 1	平成 16年度	200,806	180,556	20,250	平成 18 年度	繰越によるため。	水産基盤室	
(16-3-2)		度会郡南島町神前 浦 15	平成 16年度	205,000	,		年度	繰越によるため。	水産基盤室	
	山村振興等特別 対策事業費補助 金	名張市 名張市鴻之台 1 - 1	平成 14年度 ~平成 1 <i>7</i> 年 度	93,094	73,799	500	平成 18 年度	全体事業が平成 17年度 に完了する予定であり、 平成 18年度以降でないと 成果が現れないため。	農山漁村室	
	山村振興等特別 対策事業費補助 金	松阪市 松阪市殿町 1340 - 1	平成 15年度 ~平成 18年 度	197,588	95,395	541	平成 19 年度	全体事業が平成 18年度 に完了する予定であり、 平成 19年度以降でないと 成果が現れないため。	農山漁村室	
	農村総合整備統 合補助事業費補 助金		平成 16年度	203,050	183,290	19,760	平成 18 年度	繰越によるため。	農山漁村室	

継続評価実施計画

								即同台 . 展小的上部	<u>) (平位 干门)</u>	1
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏	全体記	画			評価を行う	継続して評価を行う理由	室課名	備考
	開め並みの日が	名及び住所	事業期間	交付総額	の交付額	予定額	時期			m'5
	農村総合整備事 業費 (モデル型) 補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	平成 16年度	84,600	77,550	7,050	平成 18 年度	繰越によるため。	農山漁村室	
	農村振興総合整 備統合補助事業 費補助金	名張市 名張市鴻之台 1 - 1	平成 16年度	64,321	38,962	25,359	平成 18 年度	繰越によるため。	農山漁村室	
(16-2-22)	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	亀山市本丸町 577番地	平成 16年度	235,835	192,685	,	年度	繰越によるため。	農山漁村室	
	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	平成 16年度	379,760	287,210	92,550	平成 18 年度	繰越によるため。	農山漁村室	
	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	名張市 名張市鴻之台 1 - 1	平成 16年度	375,720	303,620	72,100	平成 18 年度	繰越によるため。	農山漁村室	
16-3-13	漁業集落環境整 備事業費補助金	南勢町 度会郡南勢町五カ 所浦 3057	平成 16年度	100,525	82,525	18,000	平成 18 年度	繰越によるため。	水産基盤室	

継続評価実施計画

								(部局名: 晨水商工部))	(単位:十円))
番号	 補助金等の名称	補助事業者等の氏	全体記	†画	当該年度	翌年度以 降の交付	評価を行う	継続して評価を行う理由	室課名	備考
шЭ	에 보이 다 아이 다 하다	名及び住所	事業期間	交付総額	の交付額	予定額	時期		主体加	im 5
	広域漁港整備事 業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽 3 - 1 - 1	平成 16年度	168,250	73,570	94,680	平成 18 年度	繰越によるため。 	水産基盤室	
		·								
16-3-15	漁港漁村活性化 対策事業費補助 金	尾鷲市 尾鷲市中央町 10 - 43	平成 16年度	637,500	42,470	595,030	平成 18 年度	繰越によるため。 - -	水産基盤室	
16-3-17	食品リサイクル	安濃町	平成 16年度	200.000	0	200,000	平成 18	繰越によるため。	マーケティ	
10-3-17		安芸郡安濃町大字川西 1310		200,000	0	200,000	年度	が未たという。	ング室	
17-1-7	漁村コミュニティ 基盤整備事業費 補助金	尾鷲市 尾鷲市中央町 10 - 43	平成 16年度	81,000	4,650	76,350	平成 18 年度	 繰越によるため。 	水産基盤室	
	家畜排せつ物利 活用施設整備事 業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	平成 16年度 ~平成 17年 度	262,824	119,983	142,841	平成 18 年度	全体事業が平成 17年度 に完了する予定であり、 平成 18年度以降でないと 成果が現れないため。		
	新グリーンツーリ ズム総合推進事 業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	平成 16年度	184,813	330	184,483	平成 18 年度	繰越によるため。	農山漁村室	

継続評価実施計画

									<u>/ (平 ユ・] </u>	
	++ n+ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	補助事業者等の氏	全体記	十画	当該年度	翌年度以	評価を行う	/// / //T/ >TB	∴ #\.	/# **
番号	補助金等の名称	名及び住所	事業期間	交付総額	の交付額	降の交付 予定額	時期	継続して評価を行う理由	室餜洺	備考
17-2-2	団体営災害復旧 事業費補助金	宮川村 多気郡宮川村大字 江馬 316	平成 16年度	126,561	91,348	35,213	平成 18 年度	繰越によるため。	農業基盤室	
17-2-3		伊賀市上野丸之内 116		72,043	62,934	9,109	年度	繰越によるため。	農業基盤室	
17-2-4		北牟婁郡紀伊長島 町長島 2141		123,309	44,001		年度	繰越によるため。	農業基盤室	
17-2-5	団体営災害復旧 事業費補助金	海山町 北牟婁郡海山町大 字相賀 495 - 8	平成 16年度	423,187	161,363	261,824	平成 18 年度	繰越によるため。	農業基盤室	

		補助事業者等の	全体	 計画	当該年度の				
番号	補助金等の名称	氏名及び住所	事業期間	交付総額	交付額	評価結果	続性	室餜洺	備考
16-2-(16-2-	6 財団法人三重	氏名及び住所 財団法人三重 県産業支援セ	事業期間平度	交付総額 220,961	交付額 85,000	評価結果 (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、本県における新産業の創出を促進することを目的とし、景気変動に強い柔軟な産業構造へ転換させるという 理由により、公益性を有する。 (必要性) 起業を尊ぶ風土を醸成し、成功事例から起業を活発化し、自律的な産業集積を図るため、継続的かつ重点的にベンチャー的活動を支援することが不可欠である。この支援施策の経費について、財団の自己財源(基金、受益者負担金があるととがある。とから、この補助事業の実施が必要である。 (効果) 起業に取り組むチャレンジャーの段階から、経営(生産が多と上回る部分は、県の補助金以外に資金を確保することが困難であることから、この補助事業の実施が必要である。 (効果) 起業に取り組むチャレンジャーの段階から、経営(生産的、総合的に実施にたことにより、事業化や起業が促進されるととが出ている。 で付基準等の妥当性) 財団は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する新事業支援の中核的支援機関として、ワンストップサービスの提供を行うものであり、財団に補助金を交付することが最も効果的な方法である。 (その他) ベンチャー企業を支援する中核的なサービスについては、県の重点プログラムとして位置づけて、継続的に見直しを図っている。	完了	室 ()	備考

Γ			補助事業者等の	全体	計画	当該年度の	(中)中有一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一			
	番号	補助金等の名称	氏名及び住所	事業期間	交付総額	交付額	評価結果	続性	室餜洺	備考
	16-1-3	産業集積促進補助金	シャープ株式会 社長 代表取締役 社長 町市市阿22-22	度~平成 30年度	9,000,000		(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則 (公益性) 市場の不完全性」 地域間競争の激しい企業誘致にあっては、優遇制度においても他 府県への競争力を確保する必要がある。また、企業立地が実現の 際には、地域雇用及び県税収入の増加といった目に見える成果に 繋がり、県内経済の活性化が図られるため、高い公益性を有する。 必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著し、低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性は極めて高い。 (効果) 当該補助金を活用して誘致した、シャープ(株)亀山工場の立地に伴い、新たに関連企業11社が県内へ新規立地し、県内既存関連企業でも6社が工場を増設する等、予想を上回るペースでFPD関連産業の集積効果が現れてきている。また、平成17年5月時点で、亀山工場の敷地内で約3,300人(協力企業18社を含む)の雇用、関連企業19社で2,421人の雇用が生まれ、当該立地に係る直接雇用者数は全体で約5,700人と大規模な雇用創出に繋がった。その他にも、亀山市、関町内のアバートホテルの新規着工数の増加やバス路線の新規開通・タクシー会社の新規参入等、地域の活性化も図られてきており、当該誘致がもたらした効果は絶大である。 (交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。 (継続評価の理由) 債務負担行為を設定しているため。		企業室	

番号 補助金等の名称 氏名及び住所 事業期間 交付総額 字付額 字付額 字付額 字位は果集			補助事業者等の	全体	計画	当該年度の				
16-1-5 団体営農業集 勢和村 タ気郡勢和村 朝柄 3217	番号	補助金等の名称					評価結果	が 続性	室課名	備考
づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。 (効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。 (交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。 (その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、平成16年度からは、当事業を廃止し、市町村の起債償還に助成する方式に移行した。	16-1-5	団体営農業集 落排水事業費	氏名及び住所 勢和村 多気郡勢和村	事業期間平成 15年		交付額	根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱 公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り 組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。 必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより 実施しており、また県民しあわせプランにおいても、生活排 水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置 づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。 効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持 又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質 保全に寄与するための施設整備が進捗した。 (交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要 綱及び農村整備事業統合補助金交付規則等に基づき、県は国 から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。 (その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、平成16年度からは、 当事業を廃止し、市町村の起債償還に助成する方式に移行	完了	農山漁	備考

			1			一			
番号	 補助金等の名称	補助事業者等の	全体	計画	当該年度の	評価結果	評価の継	室餜洺	備考
шЭ		氏名及び住所	事業期間	交付総額	交付額		続性	王 (水)口	THI T
15-4-6		伊賀市	平成 15年	579,235	347,070	根拠)	完了	農山漁	
15-4-13		伊賀市上野丸	度		,	農林水産商工部関係補助金等交付要綱		村室	
		之内 116		旧上野市		as VIIII s			
	金			374,710					
				旧阿山町 204,525		公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り 組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。			
				204,525	175,370	組むり能性は無く、赤が関うすることは女当とちんる。			
						必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。 効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。 (交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要網及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。 (その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を平成15年			
						度に制度化し、県費上乗せ方式から、市町村の起債償還に助成する方式に移行した。			

番号	 補助金等の名称	補助事業者等の		計画	当該年度の	評価結果	評価の継	室餜洺	備考
15-4-7	団体営農業集	氏名及び住所 名張市 名張市鴻之台 1-1	事業期間平成 15年度	交付総額 273,710	交付額 224,130	根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り 組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。 必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより 実施しており、また県民しあわせプランにおいても、 生活排 水対策の推進」 生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置 づけられている。 さらに、本事業の実施には多額の経費を要 するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重 要となっている。	完了	農山漁村室	
						・効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持 又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質 保全に寄与するための施設整備が進捗した。 で付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要 綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国 から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。 (その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を平成15年 度に制度化し、県費上乗せ方式から、市町村の起債償還に 助成する方式に移行した。			

	室(課)名 構農山漁村室	構考
15-4-8 団体営農業集 菰野町 三重郡菰野町 大字 潤田 1250 250	農山漁	
落排水整備促 進事業費補助 会		
又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。 (交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。 (その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を平成15年		

		12 PT - 11/ - 1/ - 2	<i>△/</i> +	.計画					
番号	補助金等の名称	補助事業者等の			当該年度の	評価結果	評価の継 続性	室(課)名	備考
15 1 2									
15-4-9	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金		事業期間平成 15年度	交付総額 318,655		根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り 組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。 (必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより 実施しており、また県民しあわせプランにおいても、生活排 水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置 づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要 するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重 要となっている。	完了	農山漁村室	旧関町分
						(効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持 又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質 保全に寄与するための施設整備が進捗した。 (交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要 綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国 から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。 (その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を平成15年 度に制度化し、県費上乗せ方式から、市町村の起債償還に 助成する方式に移行した。			

# F	1450 A 66 - 676	補助事業者等の	全体	 計画	当該年度の	(同)内有 (表)		室課名	
番号	補助金等の名称	氏名及び住所	事業期間	交付総額	交付額	評価結果	続性	室 (課)名	備考
15-4-11		多気町	平成 15年度	106,050	55,550	根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱 公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り 組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。 必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより 実施しており、また県民しあわせブランにおいても、生活排 水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置 づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。 効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持 又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質 保全に寄与するための施設整備が進捗した。 交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要 綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国 から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。 (その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を平成15年 度に制度化し、県費上乗せ方式から、市町村の起債償還に 助成する方式に移行した。	完了	農村室	

₩.□	*****	補助事業者等の	全体	計画	当該年度の		評価の継 続性		
番号	補助金等の名称	氏名及び住所	事業期間	交付総額	交付額	評価結果	続性	室 (課)名	備考
		玉城町 度会即玉城町 114-2	平成 15年	交刊 総額 87,870	80,901	(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り 組む可能性は無く 県が関与することは妥当と考える。 必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより 実施しており、また県民しあわせブランにおいても、 生活排 水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置 づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。 効果) 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持 又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質 保全に寄与するための施設整備が進捗した。 (交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要 綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。 (その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、当事業を平成15年 度に制度化し、県費上乗せ方式から、市町村の起債償還に 助成する方式に移行した。	完了	農村室	

		は中華米本体の	全体	計画	少数年度の			/ (<u>+ 4 · </u>	1 3/
番号	補助金等の名称	補助事業有等の 氏名及び住所	事業期間	・ ・・ ・・ 交付総額	当該年度の 交付額	評価結果	評価の継 続性	室課治	備考
16-3-5 (15-2-16)	農村総合整備	補助事業者等の 氏名及び住所 伊勢市 伊勢市岩渕 1-7-29		計画 交付総額 82,531		(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農業の条件整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。 (必要性) 本事業は農村空間の整備、創出による生活環境の向上、快適環境の形成のために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、生産と生活の調和のあるむらづくり」 農畜産物の安定供給」に位置づけられている。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。	完了	室(課)名)農山漁村室	備考
						効果) 団体営農村総合整備事業の実施により、農業生産基盤の整備及びこれと関連をもつ農村生活環境の整備を総合的に実施し、活力ある農村地域社会を発展させることができた。 (交付基準等の妥当性) 国が制定した農村総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。 (その他) 一層の効果を発揮するために、平成16~18年度の3カ年県民しあわせプランの重点プログラムの中で、当事業の農業集落道を緊急避難路整備事業として位置づけた。			

部局名 地域振興部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び 住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-1	市町村合併支援	いなべ市	130,000	根拠」地域振興部関係補助金等交付要綱合併後の一体的なまちづくり等を支援することを目的としているこの交付金は、市町村建設計画に盛り込まれた事業や地域の創意工夫による事業に対して幅広く活用でき、分権型のまちづくりを進めるうえで効果的である。 いなべ市では、この交付金により小中学校の整備を実施し、学校教育の充実を図ることができた。 県としては、新市の財政負担の軽減を図るとともに、新しいまちづくりの取り組みに貢献することができた。	市町村合併室	
17-2-2		伊賀市 市長 今岡 睦之 伊賀市上野丸之内 116 番地	140,000	根拠)地域振興部関係補助金等交付要綱合併後の一体的なまちづくり等を支援することを目的としているこの交付金は、市町村建設計画に盛り込まれた事業や地域の創意工夫による事業に対して幅広ぐ活用でき、分権型のまちづくりを進めるうえで効果的である。 伊賀市では、この交付金により電算システムの統合と本庁舎の改修等を実施し、行政サービスの格差是正とサービスの一層の向上を図ることができた。 県としては、新市の財政負担の軽減を図るとともに、新しいまちづくりの取り組みに貢献することができた。	市町村合併室	

部局名 地域振興部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び 住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-3	巾町竹古併又抜	松阪主	130,000	(根拠)地域振興部関係補助金等交付要綱合併後の一体的なまちづくり等を支援することを目的としているこの交付金は、市町村建設計画に盛り込まれた事業や地域の創意工夫による事業に対して幅広ぐ活用でき、分権型のまちづくりを進めるうえで効果的である。 松阪市では、この交付金により道路整備と浸水対策事業を実施し、都市基盤と生活環境の整備を図ることができた。 県としては、新市の財政負担の軽減を図るとともに、新しいまちづくりの取り組みに貢献することができた。	市町村合併室	
17-2-4	市町村合併支援 交付金	志摩市 市長 竹内 千尋 志摩市阿児町鵜方 309 8番地 9		(根拠)地域振興部関係補助金等交付要綱合併後の一体的なまちづくり等を支援することを目的としているこの交付金は、市町村建設計画に盛り込まれた事業や地域の創意工夫による事業に対して幅広ぐ活用でき、分権型のまちづくりを進めるうえで効果的である。 志摩市では、この交付金により磯部支所と生涯学習センターとの複合施設の整備を実施し、行政サービスの格差是正を図ることができた。 県としては、新市の財政負担の軽減を図るとともに、新しいまちづくりの取り組みに貢献することができた。	市町村合併室	

部局名 地域振興部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び 住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-2-5	市町村合併支援 交付金	桑名市 市長 水谷 元 桑名市中央町 2丁目 37 番地	90,000	根拠」地域振興部関係補助金等交付要綱合併後の一体的なまちづくり等を支援することを目的としているこの交付金は、市町村建設計画に盛り込まれた事業や地域の創意工夫による事業に対して幅広ぐ活用でき、分権型のまちづくりを進めるうえで効果的である。 桑名市では、この交付金により温泉開発と介護保険システムの整備を実施し、健康づくりの推進と高齢者福祉の充実を図ることができた。 県としては、新市の財政負担の軽減を図るとともに、新しいまちづくりの取り組みに貢献することができた。	市町村合併室	
17-2-6		四日市市 市長 井上 哲夫 四日市市諏訪町 1番 5号		根拠 地域振興部関係補助金等交付要綱合併後の一体的なまちづくり等を支援することを目的としているこの交付金は、市町村建設計画に盛り込まれた事業や地域の創意工夫による事業に対して幅広く活用でき、分権型のまちづくりを進めるうえで効果的である。 四日市市では、この交付金により住民情報システム等の整備を実施し、情報ネットワーク化の推進を図ることができた。県としては、新市の財政負担の軽減を図るとともに、新しいまちづくりの取り組みに貢献することができた。	市町村合併室	

部局名 地域振興部)(単位:千円)

-					<u>(半位,十つ)</u>	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び 住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-2-7	市町村合併支援 交付金	亀山市 市長 田中 亮太 亀山市本丸町 577番地	80,000	根拠 地域振興部関係補助金等交付要綱合併後の一体的なまちづくび等を支援することを目的としているこの交付金は、市町村建設計画に盛り込まれた事業や地域の創意工夫による事業に対して幅広く活用でき、分権型のまちづくびを進めるうえで効果的である。 亀山市では、この交付金により公園整備と学校給食センターの整備を実施し、住環境の整備と教育環境の充実を図ることができた。 県としては、新市の財政負担の軽減を図るとともに、新しいまちづくりの取り組みに貢献することができた。	市町村合併室	
17-2-8		大紀町 町長 柏木 廣文 度会郡大紀町滝原 161 0番地の 1	90,000	根拠 地域振興部関係補助金等交付要綱合併後の一体的なまちづくり等を支援することを目的としているこの交付金は、市町村建設計画に盛り込まれた事業や地域の創意工夫による事業に対して幅広く活用でき、分権型のまちづくりを進めるうえで効果的である。 大紀町では、この交付金により本庁舎及び議会棟の改修と電算システムの統合を実施し、円滑な行政運営と事務の簡素化、行政サービスの格差是正を図ることができた。 県としては、新町の財政負担の軽減を図るとともに、新しいまちづくりの取り組みに貢献することができた。	市町村合併室	

部局名 地域振興部) (単位:千円)

番号		補助事業者等の氏名及び 住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-1-1	輪中振興計画推 進事業費補助金	木曽岬町	148,682	根拠 輪中振興計画推進事業実施要綱輪中地域の振興を目的としたこの補助金は、地盤の軟弱性、水害を受けやすい等、輪中地域特有の自然条件から、住民の安全を確保するとともに、木曽岬干拓地の有効利用に向けた交通網の整備等を進めるために必要であり、輪中地域の振興にあたっては、地域の特徴及び、過去の災害等を熟知している町に対し、補助金を交付することが最も効果的である。この事業の実施により、木曽岬町における幹線道路の整備、排水機場の整備、防災施設の整備について概ね町の計画目標どおりに達成することができた。	市町村行政室	
17-1-2	輪中振興計画推 進事業費補助金	桑名市 市長 水谷 元 桑名市中央町 2丁目 37 番地	175,000	根拠、輪中振興計画推進事業実施要綱輪中地域の振興を目的としたこの補助金は、地盤の軟弱性、水害を受けやすい等、輪中地域特有の自然条件から、住民の安全を確保するとともに、木曽岬干拓地の有効利用に向けた交通網の整備等を進めるために必要であり、輪中地域の振興にあたっては、地域の特徴及び、過去の災害等を熟知している市に対し、補助金を交付することが最も効果的である。この事業の実施により、桑名市旧長島町地域における幹線道路の整備、排水機場の整備、防災施設の整備について概ね市の計画目標どおりに達成することができた。	市町村行政室	

部局名 地域振興部) (単位:千円)

1	ı		1	(即河方 地域派樂部)	(半位,十门)	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び 住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
			290,000		東紀州活性 化 地域特定 プロジェクト	
17-1-3	中部国際空港海上アクセス高速船建造事業費補助金	津市 市長 近藤 康雄 津市西丸 <i>J</i> 内 23 - 1	210,000	根拠 地域振興部関係補助金等交付要綱中部国際空港への海上アクセスの整備を目的とするこの補助金は、平成17年2月に開港した中部国際空港への海上アクセスのための高速船を建造し、整備する必要があり、建造主体である津市に補助を行うことが最も効果的であった。この補助金により、海上アクセスが整備されることにより、空港への移動手段が多様化され県民の利便性の向上が図られた。	交通室	

部局名 地域振興部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-1-4	幹線鉄道等活性 化事業費補助金		100,000	根拠)地域振興部関係補助金等交付要綱 高速化のための鉄道施設整備を目的とするこの補助金は、地域 が一体となって主体的に進める地方鉄道再生のため駅周辺のま	交通室	
17-2-9	生活交通路線維 持費補助金	三重交通株式会社 取締役社長 山本 隆夫 津市中央1番1号	261,238	(根拠)地域振興部関係補助金等交付要綱 国と地方公共団体による生活交通路線の確保を目的としたこの補助金は、地域住民の生活に必要な路線を維持するという理由により県として事業を行うことが必要であり、生活交通路線として必要なバス路線のうち、廃止による住民への影響が大きい広域的・幹線的なバス路線の運行の維持を図るという理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。この補助金により、事業者から補助申請された全路線へ補助を実施することにより、生活交通路線を維持し地域住民の福祉を確保するという目標を達成することができた。	交通室	

継続評価実施計画

部局名 地域振興部) (単位:千円)

									(+ <u> </u>	J /
	補助金等の名称	補助事業者等の氏	全体計画		当該年度	翌年度以	評価を行う		中一年	/##
番号		名及び住所	事業期間	交付総額	の交付額	降の交付 予定額	時期	継続して評価を行う理由	室課名	備考
17-1-1 (16-2-4)			平成16~ 17年度	290,000	22,100	267,900	平成18年 度	海洋深層水施設整備 事業の施工方法につ いて、地元調整に不測 の日数を要し、繰越明 許を行ったため。	東紀州活性化 地域特定プロジェクト	

補助金等継続評価結果調書

部局名 地域振興部)(単位:千円)

	T	ı					<u>/ (+ </u>	J /	1
番号	 補助金等の名称	補助事業者等の氏	全体計画		当該年度の	評価結果	評価の継続	室餜洺	備考
ш ,	() O C 110	名及び住所	事業期間	交付総額	交付額	II IMMIN	性	主 ((水)口	F# 5
16-2-1 (15-3-2)	空港連絡鉄道整	中部国際空港連絡 鉄道株式会社 代表取締役社長 森 德夫 名古屋市中村区名 駅四丁目 26 - 25	平成12~ 16年度	293,658	,	(根拠)三重県中部空港連絡鉄道事業費補助金交付要綱中部国際空港連絡鉄道の整備を目的とするこの補助金は、平成17年2月に開港した中部国際空港の鉄道アクセスの整備のために必要であり、国の補助と併せて補助を行うことが最も効果的であった。この補助金により、中部国際空港連絡鉄道が整備され、空港への移動手段が多様化され県民の利便性の向上が図られた。	⇒っ	交通室	

部局名 県土整備部)(単位:千円)

					<u> </u>	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
16-3-1 (16-2-1)		四日市市 四日市市諏訪 町 1番 5号	312,400	(根拠) 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)関連周辺地域環境整備事業負担金交付要綱 (公益性) 年次計画に基づき処理場周辺地域の公共、公益施設の整備に対して、負担金を交付することは、処理場周辺地域の環境整備を促進するとの理由から公益性を有する。 (必要性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者(市町村)に対して、当該事業に要する経費を交付することは必要である。(効果) 処理場と一体的に整備することにより、地域全体の環境改善に資することができた。(交付基準等の妥当性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者が行う公共施設の整備に対して、年次計画に基づき負担金の交付を行うことが最も有効な方法である。	下水道室	

部局名 県土整備部) (単位:千円)

					<u> </u>	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
17-1-1 (16-3-1)		伊勢市岩淵 1 丁目 7 - 29	95,000	(根拠) 宮川流域下水道(宮川処理区)関連周辺地域環境整備事業負担金交付要綱 (公益性) 年次計画に基づき処理場周辺地域の公共 公益施設の整備に対して、負担金を交付することは、処理場周辺地域の環境整備を促進するとの理由から公益性を有する。 (必要性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者(市町村)に対して、当該事業に要する経費を交付することは必要である。 (効果) 処理場と一体的に整備することにより、地域全体の環境改善に資することができた。 (交付基準等の妥当性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者が行う公共施設の整備に対して、年次計画に基づき負担金の交付を行うことが最も有効な方法である。	下水道室	

部局名 県土整備部)(単位:千円)

					<u> </u>	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
16-4-1	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	津市 津市西丸之内 23 - 1	117,029	根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。 必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、後年度に利子補給を行う必要がある。 (効果) 津市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を16.7%(平成7年度末)から29.6%(平成12年度末)にすることができた。(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町村負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが最も効果的な方法である。	下水道室	

部局名:県土整備部)(単位:千円)

				如何有"水土",	<u> </u>	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
16-4-2	ジャンプアップ事	四日市市 四日市市諏訪 町 1番 5号		根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。 必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、後年度に利子補給を行う必要がある。 効果) 四日市市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を38.6%(平成7年度末)から53.6%(平成12年度末)にすることができた。 (交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町村負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが最も効果的な方法である。	下水道室	

部局名 県土整備部) (単位:千円)

					<u> </u>	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考
16-4-3	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	松阪市 松阪市殿町 1340 - 1		根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。 (必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、後年度に利子補給を行う必要がある。 (効果) 松阪市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を0%(平成7年度末)から12.8%(平成12年度末)にすることができた。 (交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町村負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが最も効果的な方法である。	下水道室	

部局名 県土整備部)(単位:千円)

			四边口 法工造船) (中區:17)						
番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考			
16-4-4	ジャンプアップ事	鈴鹿市 鈴鹿市神戸 1 丁目 18 - 18	117,235	根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。 必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、後年度に利子補給を行う必要がある。 (効果) 参鹿市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を9.3% (平成7年度末)から23.9% (平成12年度末)にすることができた。 (交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町村負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが最も効果的な方法である。	下水道室				

部局名 県土整備部) (単位:千円)

					<u> </u>	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室餜洺	備考
17-1-1	市街地再開発事業補助金 (住宅局)		78,615	(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 都市機能の向上を図り、公共の福祉に寄与するまちづくりの推進を目的としたこの補助金は、民間資金だけでは実現困難な再開発事業について補助を行うものであり、複数市町村にまたがる生活創造圏単位の都市住宅等に対する需要や都市機能に対する広域的なニーズに対応し、地区周辺の活性化に繋がるとの理由から公益性を有する。(必要性) 事業地区は桑名駅前の大規模商業ビルの敷地を含む土地であるが、当該ビルは5年以上にわたり閉鎖状態が続き、周辺環境の悪化、周辺商店街の空洞化等が深刻な問題となっている。そこで、事業施行者に対し支援を行い、適切な商業・公共施設の設置や良質な都市型住宅の確保等を通じて快適な都市環境の整備」を進めることが必要である。(効果) 当事業は、平成15年度から平成17年度までの3ヶ年事業であるが、平成16年度は建築工事に着手し、平成17年度未完了に向け目標の事業進捗率36%を上回る42%の実施を達成できた。(交付基準等の妥当性) 安全で快適な都市環境の整備のため、国土交通省の補助事業である優良建築物等整備事業制度要綱等に基づき桑名駅前で施行される民間の再開発事業にかかる経費について補助を行うことが最も有効な方法である。		

部局名 県土整備部)(単位:千円)

			一				
番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室課名	備考	
17-2-1	高速道路関連公共事業補助金	亀山市 亀山市本丸町 577	114,400	根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 高速道路の建設に伴い必要となる市町村が行う公共施設の整備に対して、財政的支援を行うことにより、高速道路の整備を円滑に促進するものであるとの理由から公益性を有する。 (必要性) 高速道路事業を円滑に進めるためには、沿線市町村による高速道路に関連する公共施設の基盤整備が不可欠であるが、短期的に集中投資が必要となることから、補助金の交付は必要である。 (効果) 当該事業の効率的な実施により高速道路事業が円滑に進められ、亀山直結線が平成17年3月に供用し、第二名神高速道路においても円滑な事業進捗が図られている。 (交付基準等の妥当性) 高速道路の整備を円滑に促進するため、市町村が行う高速道路に関連する公共施設整備であり、補助金を交付することが最も有効な方法である。	・道路企画室		

継続評価実施計画

部局名 県土整備部) (単位:千円)

#0	****	補助事業者等の氏名及	全体計画		当該年度	翌年度以評価を行う		/N/ / + 1	中细块	/++ +- /
番号	補助金等の名称	び住所	事業期間 交付総額		当該年度 の交付額 	降の父何 予定額	時期	継続して評価を行う理由	室課名	備考
(16-3-1)	宮川浄化セン ター 環境整備事業負 担金	伊勢市 伊勢市岩淵 1丁目 7 - 29	H16 ~ H17	95,000	79,515	15,485	H18.3	計画に関する諸条件により繰越したため。	下水道室	
		桑名市 桑名市中央町 2丁目 37	H15 ~ H17	263,970	66,725	150,030		事業期間が、平成 15年 度から平成 17年度まで の 3ヶ年であるため。	住宅室	
17-2-1		亀山市 亀山市本丸町 577	H16 ~ H17	114,400	31,252	83,148		計画及び用地の関係により繰越したため。	高速道・ 道路企画室	

補助金等継続評価結果調書

部局名 県土整備部)(単位:千円)

					即向古 朱工正備的 / (丰区:111)				
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏 名及び住所	全体 事業期間	計画 交付総額	当該年度 の交付額	評価結果	評価の 継続性	室餜洺	備考
16-1-1 (15-3-1)	土地区画整理事業 補助金	嬉野町中川駅周辺 土地区画整理組合 松阪市嬉野中川町 202-5	H15 ~ H16	387,358		根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 県内の中心的な鉄道結節点におけるまちづり事業に寄与しており、 公益性を有する。 必要性) 駅周辺部の無秩序な市街化を防止し、 証し、計画的な整備を進めるために 必要である。 効果) 駅東西連絡通路が完成したことに より、鉄道で分断された歩行空間の 未ットワーク化を達成した。 (交付基準等の妥当性) 土地区画整理事業について、補助 金の交付を行い、健全で機能的な都 市形成の促進を図ることが最も有効 な方法である。	完了	都市基盤室	

部局名 教育委員会) (単位:千円)

						<u> 티포 · l l J/</u>
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び 住所	交付決定額	評価結果	室名	備考
	全国・ブロック体育大会派遣費補助金 (平成16年度)		77,992	根拠 三重県補助金等交付規則、教育関係事業補助金等 交付要綱 全国高等学校総合体育大会などの全国・ブロック大会に 三重県を代表して参加する生徒の派遣費を支援すること で、各学校における運動部活動の活性化が図られるととも に、スポーツに親しむ資質や能力の育成を図ることができ た。	スポーツ振 興室	
(17-1-1)	公立学校職員互助会助 成金 (平成16年度)	(財)三重県公立学校職員互助会理事長 吉崎保津市栄町 1丁目891		根拠 地方公務員法、三重県公立学校職員の共済制度に関する条例、教育関係事業補助金等交付要綱三重県内の教育関係職員の福利増進を目的としたこの補助金は、地方公務員法第42条に基づ〈厚生制度を実施するために補助するものであり、教育関係職員の教養を高めるとともに公務能率を増進させることにより三重県教育の振興発展を図ることに資するものである。この事業を実施することにより、教育関係職員の資質向上と公務能率の増進を図るための福利厚生事業を幅広 (効果的に提供することができ、交付目的である教育関係職員の福利増進を図ることができた。	福利 給与室	

第3号様式 条例7条第1項関係)

補助金等評価結果調書

(部局名:警察本部) (単位:千円) 補助事業者等の氏名及び 番号 補助金等の名称 交付決定額 室課治 評価結果 備考 住所 16-2-1 三重県警察職員互助会財団法人三重県警察職 根拠 地方公務員法・三重県警察職員の共済制度に関す 警察本部厚 99.803 る条例 財団法人三重県警察職員互助会補助金交付要綱 助成金 員互助会 (建市栄町1 牛課 丁目100番地) 三重県警察職員の福利増進を目的としたこの補助金は、 地方公務員法第42条に基づ〈厚生制度を実施するために 補助するものであり、職員の公務能率を増進させることによ リ警察行政の能率的な運営を図ることに資するものである。 県が地方公務員法第42条に基づく厚生制度を実施する に当たり、対象・目的が同じである三重県警察職員互助会 に対し助成し、事業を実施するのが最も効率的 効果的な方 法である。 この事業の実施により、職員の公務能率の向上を図るた めの福利厚生事業を幅広く効果的に提供することができ、 交付目的である三重県警察職員の福利増進を図ることがで きた。